【教育委員会定例会】会議録

会　議　名	令和元年第１０回教育委員会定例会		
事　務　局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和元年１０月１５日（火）		
開 催 時 間	午後３時００分　～　午後３時４２分		
開 催 場 所	教育委員会室		
委員の出席	定野　　司　教育長	小池　康之　委員	浅井　えり子委員
	河本　孝美　委員	近藤　俊明　委員	
出席説明員	荒井　広幸　教育指導部長	森　　太一　教育政策課長	田巻　正義　学力定着推進課長
	志村　昌孝　小中連携教育担当課長 英語教育推進担当課長	小坂　裕紀　教育指導課長	山村　研二　教育改革担当部長 就学前教育推進課長事務取扱 子ども施設指導・支援担当課長事務取扱
	宮本　博之　学校運営部長	古川　弘雄　学校支援課長	五十嵐　隆　学校適正配置担当課長
	渡辺　隆史　学校施設課長	内田　裕司　学校改築担当課長	半貫　陽子　学務課長 おいしい給食担当課長
	松野　美幸　子ども家庭部長	菊地　崇　子ども政策課長	森田　　剛　子ども施設運営課長
	安部　嘉昭　子ども施設入園課長	下河邊　純子　青少年課長	川口　真澄　待機児対策室長
	櫻井　　健　待機児ゼロ対策担当課長	上遠野　葉子　こども支援センターげんき所長	門藤　敦良　支援管理課長
	楠山　慶之　教育相談課長	高橋　　徹　こども家庭支援課長	市川　保夫　生涯学習振興公社局長
	菊池　正美　生涯学習振興公社学習事業部長	秋生　修一郎　地域のちから推進部長	濱田　良光　地域文化課長
	飯塚　尚美　中央図書館長	倉本　和世士　生活衛生課長	
書　　記	秋元　康裕　教育政策担当係長	野口　晋平　教育政策担当係長	坂上　　琢　教育政策担当係長
	遠藤　鉄也　教育政策担当主任	清水　　均　庶務係長	肥高　浩二　管理係長
欠　席　者	臺　　富士夫　子ども施設整備課長		
傍　聴　者	５名		
会 議 次 第	別紙のとおり		
資　　料	別紙のとおり		
そ　の　他			

令和元年１０月１５日

第１０回足立区教育委員会

午後３時００分開会

○教育長　お待たせしました。ただいまから、本年第１０回足立区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。

―――――――――◇―――――――――

○教育長　初めに会議録署名員の指名をいたします。

本日の会議録署名員に浅井委員、小池委員をご指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

日程第１、第６３号議案、日程第２、第６４号議案は、関連する議案ですので、一括で審議したいと思います。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第１、第６３号議案「足立区地域学習センターの指定管理者の指定期間延長の送付について」、日程第２、第６４号議案「足立区立図書館の指定管理者の指定期間延長の送付について」以上。

○教育長　第６３号議案、第６４号議案について、秋生地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　お手元資料の３ページをお開きいただきたいと思います。第６３号議案説明資料になります。

件名、所管部課名は記載のとおりであります。

足立区文化・読書・スポーツ分野計画を反映させるために、地域学習センター及び図書館の指定期間、募集の時期を今年から来年に変更させていただき、それに伴い、指定期間を１年間延長する必要がありますので、２の（３）に記載のとおり、指定管理者選定審査会にかけてございます。資料に記載のメンバーでかけさせていただきまして、１年間の延長を認めていただきました。対象施設は、第６３号議案の地域学習センターについては２の（１）に記載の９施設になります。同じく２６ページが第６４号議案の区立図書館でございますが、こちらも対象施設は２の（１）にございます９施設になります。

私の説明は以上になります。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６３号議案、第６４号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員　各施設の事業計画案、計画書の概要を読ませていただくと、とてもよい取り組みが載せられているのですが、これから選定されて実施していくに当たっては、ぜひ各事業所の横の連携を取るような進め方をしていただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○教育長　地域文化課長。

○地域文化課長　横の連携をとらせていただきます。

○教育長　よろしくお願いします。

ほか、ご意見いかがでしょうか。ご質問がありましたらどうぞ。よろしいですか。

ないようですので、これより、第６３号議案「足立区地域学習センターの指定管理者の指定期間延長の送付について」、第６４号議案「足立区立図書館の指定管理者の指定期間延長の送付について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

―――――――――◇―――――――――

○教育長　次に、日程第３、第６５号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第３、第６５号議案「足立区教育委員会規則の誤記載の訂正について」以上。

○教育長　第６５号議案について、秋生地域のちから推進部長から説明をお願いいたします。

地域のちから推進部長。

○地域のちから推進部長　お手元資料の４９ページになります。教育委員会規則の誤記載を私どものほうでしてしまいましたので、冒頭謝罪させていただきます。大変申し訳ございません。

内容についてでございますけれども、２の訂正箇所にございますように、第３３号議案と第３４号議案の議決をいただいた際に、一部記載に誤りがございました。本来「第１８条を第１９条とし」とするところを、「第１８条」の前に「条例」と付けてしまいましたので、この部分をとらせていただいて「第１８条」と直すものであります。第３３号議案、第３４号議案、両方とも訂正させていただきたいと思います。

大変申し訳ございませんでした。

○教育長　ただいま説明がありました。私も気がつかずに提案してしまって、大変申し訳なく思っております。

これより本案の審議に入ります。

第６５号議案について、ご意見、ご質問をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより、第６５号議案「足立区教育委員会規則の誤記載の訂正について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。大変申し訳ありませんでした。

―――――――――◇―――――――――

○教育長　次に、日程第４、第６６号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第４、第６６号議案「足立区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第６６号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　お手元の資料５１ページ、第６６号議案説明資料をご覧いただきたいと存じます。「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」という法律が施行されまして、地方公務員法の欠格条項が一部改正をされました。これに伴いまして、足立区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する議案でございます。

内容といたしましては、規則の第５条中第１号に掲げられております「成年被後見人又は被保佐人」を欠格条項から削除するという内容でございます。

令和元年１２月１４日からの施行を予定してございます。

私からの説明は以上です。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６６号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

近藤委員。

○近藤委員　地方公務員法の改正に伴い、規則をこのように改正するということですが、そのよ

うな法律の改正のもとになっている社会的な通念の変化ないしは考え方の変化等について少しお話ししていただけたらと思います。どういう考え方が適切であると考えられるようになったから、このような法律の改正があるのかというのが知りたいです。

○教育長　教育指導部長。

○教育指導部長　現在、なるべく人権を広く認めていこうという中で、この成年被後見人あるいは被保佐人については、公務員として最初から任用の対象外とするのではなくて、試験を受けて能力が実証されればという範囲に含んでいく、なるべく多くの方に雇用の機会をというような趣旨であるというふうに私としても認識をしているところでございます。

○教育長　近藤委員。

○近藤委員　ありがとうございました。

○教育長　よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

他にないようですので、これより、第６６号議案「足立区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

―――――――――◇―――――――――

○教育長　次に、日程第５、第６７号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第５、第６７号議案「足立区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第６７号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　５４ページをお開きください。第６７号議案の説明をいたします。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

足立区子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正いたします。これは子ども・子育て支援法の改正に伴うものでございまして、文言の整理でございます。

内容でございますが、「支給認定」という言葉を「教育・保育給付認定」という言葉に改正するもので、内容の変更があるわけではございません。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６７号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第６７号議案「足立区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

―――――――――◇―――――――――

○教育長　次に、日程第６、第６８号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第６、第６８号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長　第６８号議案について、松野子ども家庭部長から説明をお願いいたします。

子ども家庭部長。

○子ども家庭部長　第６８号議案の説明をいたします。６０ページをお開きください。

件名、所管部課名は、記載のとおりでございます。

足立区の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正でございます。これまで無償化について関連の条例等の改正を行ってまいりましたけれども、区独自の減免の部分について、こちらの規則で改正をいたします。

内容といたしましては、給食費の免除でございます。９月１日までに保育料の減免申請を行った後の保育料が４，５００円を下回るお子さんに対して免除いたします。それから子どもの数が３人目以降の子ども、こちらのカウントに関する変更を行うことによりまして、お子さん３人目のところの減免を行うものでございます。

それとともに、先ほどと同様、用語の改正がございます。「支給認定」を「教育・保育給付認定」と改めるものでございます。

以上でございます。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６８号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第６８号議案「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

―――――――◇―――――――

○教育長　次に、日程第７、第６９号議案を議題といたします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長　日程第７、第６９号議案「旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について」以上。

○教育長　第６９号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。

教育指導部長。

○教育指導部長　区が旅館業の営業許可を行うに当たり、当該施設の近隣１００m以内に学校がある場合には教育委員会に意見を聞くという決めが旅館業法第３条第４項に規定されております。

このたび、足立区梅田八丁目２番１４号に新たに旅館業の申請がございまして、その関係で教育委員会に意見を求められています。

施設の詳細につきましては、７６ページ以降、見取り図等つけさせていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

私からの説明は以上です。

○教育長　ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第６９号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

小池委員。

○小池委員　部屋数が１室だけで、この平面図を見ますと、５階に部屋がありますが、フロントとかそういうものはない。どんな人が泊まるのかをどうやって確認するのかが疑問なことと、それから目の前に小学校があるので、小学校側としてはどんな意見なのか聞かせていただきたい。

○教育長　生活衛生課長。

○生活衛生課長　２点のご質問についてお答えいたします。

まず１点目、宿泊者の確認につきましては、こちら建物から梅島駅方面に向かって徒歩３分程度のところに不動産業を営んでいるお店があるのですけれども、そこが経営者なので、そちらのお店で鍵の受け渡しを対面で行い、宿泊者の確認をします。

それ以降につきましては、ビデオカメラ等によって出入りについてチェックをすることになります。

２点目、梅島小学校長のご意見なのですけれども、３点ほどございます。

まず１点目は、今回の案件につきましては、家族とか特定のグループが１室を使用するホテル形式であって、例えば山小屋とかユースホステルのような、１室を多人数で使う簡易宿泊所ではないという面で、安心しているというご意見。

それから、この建物は、１階が飲食店、２階が整骨院、３階が学習塾、４階以上が雑居ビル、事務フロアでございますけれども、５階のワンフロアを使ってホテルにしてございます。こういうビルなので、もしこのホテルに支障があれば、同じ建物のテナントとか近隣の住民の方から声が上がるだろうから、そういう点では心配をしていないというのが２点目。

もう１点は、駅前の通りが狭いので、通行についてということだったのですけれども、確かに狭いのですけれども、このホテルは最大定員で８名でございますので、この通りに大勢の宿泊者が歩くというご懸念は多分ないと思いますが、そのようなご意見がございました。

以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。

よろしいですか。

ほかいかがですか。

近藤委員。

○近藤委員　このくらいの大きさのホテルで１泊どのくらいかかるものでしょうか。

○教育長　生活衛生課長。

○生活衛生課長　保健所も、営業形態とか料金設定まではなかなか調べないですけれども、同じような規模のところで言うと、ここは食事も提供しないところなので、恐らく５，０００円から１０，０００円の間だろうと思われます。

○教育長　近藤委員。

○近藤委員　それは、８人泊まっても、この１部屋がその料金だけということですか。

○教育長　生活衛生課長。

○生活衛生課長　ホテル営業は、一般的に１名いくらとなっておりますので、１人あたりの料金と考えております。

○教育長　近藤委員。

○近藤委員　海外等ではそのような、１部屋に対して２人泊まっても３人泊まっても一定の額になっていると思うのですけれども。

○教育長　生活衛生課長。

○生活衛生課長　経営者の方のお考えによるところが多々あると思うのですけれども、日本の旅館関係だと、ホテル形式のところは１人あたりいくらと取っていると思います。

○教育長　一般的には１人あたりいくらで取っているかもしれませんが、こちらについては、まだ決まっていないのでしょう。決まっていないことは決まっていないでよろしいかと思います。

近藤委員。

○近藤委員　ありがとうございました。ただ、あまり安くなく、ある程度のお金を支払える方々が泊まられたほうが安全かなと思いましたのでお聞きしました。

○教育長　ほかいかがでしょうか。

河本委員。

○河本委員　このところ何度かこういった旅館業の営業許可という議題が上がっていると思うのですけれども、そのたびにこちら側からもお願いしているとおり、やはりどのような方が宿泊されるかわからないような施設ということには間違いはないので、許可するだけではな

く、今後、経営の状態であるとか、学校の近くというところで、こちらからもそういった審査なりを継続してやっていただきたいと思います。

○教育長　生活衛生課長。

○生活衛生課長　営業許可につきましても、財務体質までのところの要件はございませんが、委員のみなさまのおっしゃるような点につきましては、極力、事業者に確認はさせていただきたいと思っております。

○教育長　河本委員、よろしいですか。

１年に一遍、何か立ち入りをするとか、そういう権限はないのですか。

生活衛生課長。

○生活衛生課長　許可した後も、適宜係員が施設を回って、設備等の点検、チェックはしております。不都合があれば、そこで行政指導を行っており、違反等があれば許可取り消しもあります。

○教育長　よろしいでしょうか。

ほかいかがですか。よろしいですか。

ないようですので、これより第６９号議案「旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○教育長　挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

―――――――――◇―――――――――

次に日程第８、教育長報告を議題といたします。

本日の報告は、足立区議会第３回定例会での主な質疑に関する報告をさせていただきます。

３点あります。最初に、幼児教育・保育の無償化についての質疑がありました。１点目は、これまでの経過と実施内容ということで、区における制度設計案については、足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会へ７月１６日諮問を行い、８月５日に答申をいただいています。その内容は、国の方針に基づく無償化の実施に加えて、私立幼稚園、認証保育所の無償化についての補助拡大、さらに食材費相当額、これについてはさまざまな意見があったけれども、利用者に一定額の負担を求めるべきといった答申となっています。区としてはそれを踏まえて、まずは国の方針どおり実施し、無償化移行後、並行して検討を進めていくと答弁させていただいております。

次に、区独自の取り組み、あるいは東京都の補助の活用等についてのご質問がありました。私立幼稚園については、利用者の負担を減らすため、東京都の補助に加えて区の平均保育料までの月額補助額１，５００円を上乗せして、さらに冷暖房費相当分５００円、都合２，０００円を上乗せしました。その結果、利用者のうち無償となるのは幼稚園に通わせているご家庭の約７割と見込んでいるというところです。

それから認証保育所については、東京都の補助金を活用して、国制度では対象外となる世帯も含めて、最大で０歳から２歳で６７，０００円、３歳から５歳で５７，０００円の補助額とし、利用者の負担を軽減していることを答弁させていただいております。

無償化の件で３つ目ですけれども、副食費、食材相当額ですけれども、これについて区で負担せよ、どのように検討しているのかというご質問がいくつか出ておりますけれども、この副食費の公費負担についてですが、１０月からの制度開始に当たり、区独自の支援策として、副食費の免除要件のうち多子の免除対象者の拡大を予定しています。今後さらなる公費負担については、施策の優先順位を見極めながら、国と他区の動向を踏まえて引き続き検討していくと答弁させていただいております。

さらに、４つ目ですけれども、認可外施設に対する条例制定、これは補助金を出さないことにすることができると条例でうたえることになっているのですけれども、それを制定しないのかということで、現時点ではそういった条例を制定することは考えていません。その理由としては、認可外といえども待機児童が解消されておらず、やむを得ずこの保育施設に入所される方もいるということで、ただし、無償化の対象となるためには、認可外保育施設から区への確認申請が必要となるので、この機会を活用して、各施設の状況確認を行い、保育の質の担保に努めていくと答弁させていただいております。

保育の質の担保ができないと補助金を出さないという条例は今のところ制定する予定はございません。

大きな２つ目で、不登校支援のご質問をいただいております。まずチャレンジ学級についてですけれども、区内３カ所目となる竹の塚のチャレンジ学級がどうかということで、現在定員２０名に対して１２名が通級しています。小規模な教室なので、特に対人緊張の強い子どもが安心して学習できる居場所となっています。また、教育相談機能もそれぞれのチャレンジ学級に付随して持たせているのですけれども、新規相談３８件を含む５０件となるなど、当初の想定を上回る相談をいただいていると答弁しました。

また、チャレンジ学級の今後の増設についてですけれども、竹の塚の新設、あるいは居場所を兼ねた学習支援の活用、さらに来年４月の不登校特例教室の設置で、学校以外の教育機会の場が７カ所となることから、今後もこれらの支援状況や不登校児童・生徒数を注視しながら判断していくと答弁しました。

不登校支援でもう１つ、２０２０年の４月に特例教室を区内２カ所の中学校に設置するのだけれども、その課題などについてのご質問です。

まず、チャレンジ学級は、個別支援や寄り添い支援に重点を置き、在籍校への復帰を目標にしています。

一方、不登校特例教室は、在籍校には登校できないが学校という環境下で学習を希望する生徒に適用し、より学校に近い学習内容を実施します。

この不登校特例教室ですけれども、不登校生徒が継続して通級できるのかが大きな課題で、そのため、心理士を常駐させ、通級後のフォローを継続的に実施できる体制を構築していくと答えさせていただいております。

大きな３つ目は、教科書採択についてのご質問でした。今、働き方改革が言われている時代に、一昨年採択された道徳の教科書を変更すれば教員が大変になるという議論がありましたけれども、これに反論がなかったということ。これについて教員との癒着ではないかと思ったのは私１人だけなのだろうかということがご意見としてありました。

これについての答弁ですけれども、道徳の教科書採択に当たっては、社会生活の礎となる道徳を子どもたちが学ぶために最も効果的な教科書の選択に向け、事前に各教育委員が真剣に考え、全ての教科書を比較・検討し、教育委員会の場で委員それぞれが意見を表明した上で採決しました。令和２年度以降には、今回採択した学研みらいの教科書を使用して、子どもたちが自ら考え、実践できるような道徳教育を進めていくと答弁させていただいております。

これについては再質問がありました。委員それぞれのご意見がどうかではなくて、議論のキャッチボールが少し少なかった、それについては次回の教科書採択の議論の中に生かしていきたいと答えさせていただいております。

以上で、第３回定例会での主な質疑に関する報告を終わらせていただきます。

次に、報告事項に入ります。報告事項の質疑

については、全ての報告が終了しましてから、一括でいただきます。よろしくお願いいたします。

本日は５件あります。（１）について、森教育政策課長、お願いします。

教育政策課長。

○教育政策課長　資料８８ページをご覧ください。「令和２年度区立学校等の入学式・卒業式等の日程について」という件名の報告になります。所管部課名は記載のとおりでございます。

令和２年度の区立学校等の入学式、卒業式等については、１番の入学式、入園式については、小学校が令和２年４月６日午後、中学校については４月７日午前、こども園については４月８日午前でございます。

２番目の卒業式、修了式については、小学校は令和３年３月２５日午前、中学校は３月１９日午前、こども園については３月１８日午前に実施いたします。

なお、この日程につきましては定例校長会に報告後に区のホームページ上で公表する予定でございます。

私からは以上でございます。

○教育長　次に（２）について、半貫学務課長、お願いします。

学務課長。

○学務課長　資料８９ページ、「代替施設で行う自然教室の実施について」ご報告いたします。

所管部課名は記載のとおりです。

台風１５号の影響によりまして、鋸南自然の家の使用が困難になったため、小学校５年生が行う鋸南自然教室を中止いたしました。このたび、代替施設での実施が決定いたしましたのでご報告いたします。

宿泊施設ですが、１に記載のとおり、国立赤城青少年交流の家になります。

主な見学・体験施設ですが、富岡製糸場をはじめ、自然史博物館等、周りにたくさんございます。

３、引率主任実施踏査を行います。令和元年１０月２１日から２２日の１泊で行います。

実施校数ですが、９月９日の台風以降、鋸南自然の家に行けなかった３９校が対象となります。

各学校のスケジュールにつきましては、９０ページに記載があります。１１月１８日から実施を始めてまいります。

以上です。

○教育長　次に（３）について、櫻井待機児ゼロ対策担当課長、お願いします。

待機児ゼロ対策担当課長。

○待機児ゼロ対策担当課長　９１ページをお開きください。私からは、「令和元年度の保育施設の整備について」報告させていただきます。

所管部課名は記載のとおりでございます。

来年４月の開園を進めている保育施設につきましては、１、私立認可保育所で２０園、定員１５３１名、２、小規模保育につきましては１園で定員１９名、３、東京都認証保育所で２園、７０名でございます。これ以外に、今年の６月に開園した千住地域の認可保育所を含めると、今年度の定員増は１７１０名分となります。

待機児童解消アクション・プランの計画で、認可保育所は計画どおりの設置となりますが、小規模保育と認証保育所につきましては計画１２０名に対し整備が８９名と達していない状況でございます。

小規模保育につきましては、これまで来年４月に向けて公募を行ってまいりましたが、公募の不調や応募された事業者が選定の基準を獲得できなかった状況でございます。

また、この定員計画であっても令和２年４月の保育需要を満たすことから、待機児童を解消できると考えております。

今後の方針でございますが、事業者と連絡を密にとりながら、進行管理を徹底してまいります。

報告は以上となります。

○教育長　次に（４）（５）について、濱田地域文化課長、お願いします。

地域文化課長。

○地域文化課長　９３ページをご覧ください。

生涯学習関連施設指定管理者の業務評価結果でございます。こちらは毎年度行っている業務評価でございまして、生涯学習センター、地域学習センター、スポーツ施設及び文化施設として新しく文化芸術劇場、これはシアター１０１０でございますが、そちらの業務評価を行っております。

今回、この評価について５番に記載の評価委員によって評価いただきました。結果的には、評価点ＡからＢの範囲内に入っておりまして、すべての施設が合格点以上でございました。

詳細は、別添資料をご参照願います。

続きまして、ギャラクシティの業務評価、９６ページでございます。こちらは、みらい創造堂の昨年度の評価でございます。一昨年度から新たな事業者に変っておりまして、その関係もございまして、評価がＢということで、若干伸び悩んでおりますが、改善に向けて努力していただきたいと思います。

委員会での主な意見として、「指定管理者のヒアリングについて、項目すべての説明がほしい」「指定管理者の取り組み状況や、利用者側の意見など数値的な結果で見えない部分についても評価の裁量があるかどうか」などがございました。意見を受けて、綿密な評価ができるように、これから取り組んでまいります。

以上でございます。

○教育長　ただいま所管から５件の報告事項がありました。これらの件につきまして、各委員からご意見ご質問いただきたいと思います。何か質疑はありますか。

浅井委員。

○浅井委員　鋸南の代わりとして赤城青少年交流の家になったということですけれども、この短期間に代わりの施設を見つけて、これだけの数の学校の自然教室が実施できるようになるまでには、担当の方はすごく苦労なさったのだろうなと思います。でも、やはり初めてのところに行くので、引率の教員もきっと大変なことも多々あると思いますけれども、スムーズに成功することを願っています。

○教育長　応援メッセージをいただきまして、ありがとうございます。

小池委員。

○小池委員　関連してなのですけれども、赤城の施設に行けるということで、子どもたちもほっとしているのではないかと思います。

気になるのは、３月４日から３月６日までに実施予定の学校が３校あります。これは年度末で、５年生、６年生が非常に忙しい時期ですが、問題ないのでしょうか。また、それに関連して、９０ページの表の１１番から１２番の１月１５日から１月１７日までの次に、１月２０日から１月２４日という期間が、間が空いていることと、それから１８番の２月１９日の後、２月２５日まで期間が空いているのですが、これは施設の都合上、利用できない事情があるのかなと思って伺いました。

○教育長　学務課長。

○学務課長　３月４日から６日に実施の件でございますが、卒業式の練習等々ある中で、学校に調整していただきまして、この３校につきましては実施が可能ということで、この日程にさせていただきました。

また、日程で間に空いている日にちがあるということですが、こちらの施設は貸しきりができませんので、定員が４００名の施設なのですけれども、その空いたところで埋めていった結果がこちらのスケジュールになってございます。

○教育長　空いていなかったということですね。

ほか、いかがでしょうか。

河本委員。

○河本委員　同じ自然教室の件なのですけれども、赤城の施設に行かれるということですが、それでは鋸南自然の家の今後の修繕であるとか、今後の計画というのを少しお聞かせ願えたらと思います。

○教育長　学務課長。

○学務課長　今回の台風１９号の影響によりまして、前回の台風１５号で応急処置をした４階のレクリエーションホールの上のほうの部分なのですが、ベニヤがまた外れてしまいまして、明日また応急処置をする予定になっております。

今後なのですけれども、現在、鋸南町への職員の派遣等の拠点施設で使っているところなのですが、今回の台風の影響で、また鋸南町の支援がどうなるか不透明なところがございます。

大きな冷却塔の工事等も来年３月に予定しておりますので、今のところ一般利用等の時期については不明な状況になっております。

○教育長　もともと自然教室で使うためですから、来年の自然教室に何とか間に合わせたいなと思っています。ただ、鋸南町の復興の状況もあるので、足立区だけ立派な施設で何かやっているのもどうかというところもございますので、それは様子を見ていきながらということになろうかと思います。

河本委員。

○河本委員　分かりました。

台風１５号、台風１９号ということで、台風１５号のときに、あらゆるＳＮＳで、足立区の対応がとても早く、鋸南町との連携がとてもすばらしいということがたくさん流れていたので、現状、鋸南町は大変なところだと思いますので、そちらの復興に力を入れていただけたらと思います。

○教育長　ありがとうございます。

台風１９号で、鋸南町もそうなのですけれども、一緒に応援していた相模原市が大きな被害にあってしまっていて、どうやってこれから支援していくのか、また仕切り直しというような状況です。またご報告させていただきます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、報告事項を終了させていただきます。

そのほか、何かございますか。

小池委員。

○小池委員　１０月９日に、区内の中学３年生の数学の授業を河本委員と一緒に見せていただきました。習熟度別の授業で、学力調査の結果で言うと２０％から３０％程度獲得した生徒の少人数、１０人のクラスだということで校長に伺いました。

授業を見せていただいて、とても私が感心したのは、いわゆるデジタル教科書を使って授業をして、先ほどの子どもたちにも非常に分かりやすい授業でした。

それから、その教員がデジタル教科書を使いながらも、黒板はきちんと足立スタンダードの形をとっていたのがとてもよいと思いました。

もう１つ、その教員はノート指導もきちんと視点を持って授業を行っていました。心配していたのは、デジタル教科書に頼るばかりに、例えば板書がきちんとできていないことや、生徒のノート指導がきちんとされず、家庭に戻って、自分で勉強しようと思ったときにノートに何も書かれていなくて振り返ることができないことでした。そういう授業が心配だなと思っていたのですが、９日に見せていただいたのは３年生の関数のグラフを使った授業なのですけれども、とても分かりやすくて、デジタル教科書のよさが表れていたし、板書、ノート指導もしっかりされていたので、デジタル教科書を使ったよい授業を見せていただいたなという感想です。

○教育長　そう言っていただくと非常に心強いので、そういったところは広めていきたいですよね。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして、本年第１０回足立区教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後３時４２分閉会

令 和 元 年 第 １ ０ 回
足 立 区 教 育 委 員 会 定 例 会

日　　時　　令和元年１０月１５日　火曜日　午後３時００分開議
会　　場　　教育委員会室

１　議 事 日 程

頁

日程第１　第６３号議案　足立区地域学習センターの指定管理者の指定期間延長の送付について…… １

日程第２　第６４号議案　足立区立図書館の指定管理者の指定期間延長の送付について　２４

日程第３　第６５号議案　足立区教育委員会規則の誤記載の訂正について…… ４８

日程第４　第６６号議案　足立区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則…… ５０

日程第５　第６７号議案　足立区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則… ５３

日程第６　第６８号議案　足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則…… ５８

日程第７　第６９号議案　旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について…… ７４

日程第８　教育長報告

２　報 告 事 項

（１）令和２年度区立学校等の入学式・卒業式等の日程について　《森　教育政策課長》８８

（２）代替施設で行う自然教室の実施について　《半貫　学務課長》８９

（３）令和元年度の保育施設の整備について　《櫻井　待機児ゼロ対策担当課長》９１

（４）足立区生涯学習関連施設の指定管理者業務評価結果について《濱田　地域文化課長》９３

（５）ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール）指定管理者業務評価結果について　《濱田　地域文化課長》９６

３　情 報 連 絡 事 項

（１）事業実施報告・実施予定　［青少年課］１０３

（２）不登校の子をもつ保護者のための交流会の実施結果について　［教育相談課］１０５

（３）行事実施結果・実施予定　［生涯学習振興公社］１０６

第６３号議案

足立区地域学習センターの指定管理者の指定期間延長の送付について

上記の議案を提出する。

令和元年１０月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区地域学習センターの指定管理者の指定期間延長の送付について

足立区地域学習センターの指定管理者の指定期間を下記のとおり延長する。

記

施設の名称	指定管理者	指定の期間
足立区竹の塚地域学習センター	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区中央本町地域学習センター	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区東和地域学習センター	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体 代表団体 ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区佐野地域学習センター	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長

足立区江北地域学習センター	所在地　東京都足立区江北一丁目33番22号 名　称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役　川名　康仁	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区新田地域学習センター	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区興本地域学習センター	所在地　東京都足立区江北一丁目33番22号 名　称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役　川名　康仁	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区伊興地域学習センター	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区鹿浜地域学習センター	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長

（提案理由）

足立区地域学習センターの指定管理者の指定期間を延長する必要があるので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 ６ ３ 号 議 案 説 明 資 料

令和元年１０月１５日

件　　名	足立区地域学習センターの指定管理者の指定期間延長の送付について
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課

内　　容

１　提案理由

地域学習センターの指定管理者の指定期間延長について、生涯学習関連施設指定管理者選定審査会の結果に基づき、令和元年第４回区議会定例会において、議決を得る必要があるため。

２　選定審査会の内容

（１）対象施設及び現指定管理者

	施設名	現指定管理者
1	竹の塚地域学習センター	ヤオキン商事株式会社
2	中央本町地域学習センター	ヤオキン商事株式会社
3	東和地域学習センター	ヤオキン･ASCC 共同事業体
4	佐野地域学習センター	株式会社グランディオサービス
5	江北地域学習センター	株式会社ティー・エム・エンタープライズ
6	新田地域学習センター	株式会社グランディオサービス
7	興本地域学習センター	株式会社ティー・エム・エンタープライズ
8	伊興地域学習センター	株式会社グランディオサービス
9	鹿浜地域学習センター	ヤオキン商事株式会社

（２）指定期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの１年間延長

（３）指定管理者選定審査会

ア　開催日

令和元年８月８日（木）、９日（金）

イ　審査会委員の構成

学識経験者３名、区内関係団体２名、区職員１名　合計６名

種　別	氏　名	役職等
学識経験者	髙井　正 【会長】	立教大学 学校・社会教育講座　特任准教授
	金塚　基	東京未来大学 モチベーション行動科学部　准教授
	原田　隆史	同志社大学　免許資格課程センター　教授・ 同志社大学大学院　総合政策科学研究科　教授 （兼任）
区民	眞柄　るり子	足立区体育協会　常務理事
	長瀬　淑子	足立区三曲協会　副会長
区職員	大塚　進	営繕管理課長

	（４）審査項目及び審査結果 別紙１「令和元年度 生涯学習関連施設指定管理者選定審査会判定結果集計表」のとおり ３　添付資料 （１）令和元年度 生涯学習関連施設指定管理者選定審査会判定結果集計表（別紙１） （２）事業計画書概要（別紙２） （３）収支計画書概要（別紙３）
今後の方針	令和元年第４回区議会定例会において議決を経て、事業者と変更協定書を締結し、指定期間を１年間延長する。

別紙1

令和元年度　生涯学習関連施設指定管理者選定審査会　判定結果集計表

	審査対象施設	現指定管理者	延長可判定人数／出席委員人数	判定
1	竹の塚地域学習センター・竹の塚図書館	ヤオキン商事株式会社	６／６	延長可
2	中央本町地域学習センター・やよい図書館・ 中央本町体育館	ヤオキン商事株式会社	６／６	延長可
3	東和地域学習センター・東和図書館・東和体育館	ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体	６／６	延長可
4	佐野地域学習センター・佐野図書館・佐野体育館	株式会社グランディオサービス	６／６	延長可
5	江北地域学習センター・江北図書館・江北体育館・ 江南コミュニティ図書館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	６／６	延長可
6	新田地域学習センター・新田コミュニティ図書館	株式会社グランディオサービス	６／６	延長可
7	興本地域学習センター・興本図書館・興本体育館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	６／６	延長可
8	伊興地域学習センター・伊興図書館・伊興体育館	株式会社グランディオサービス	６／６	延長可
9	鹿浜地域学習センター・鹿浜図書館・鹿浜体育館	ヤオキン商事株式会社	６／６	延長可

選定審査委員の過半数が延長可と判定したため、全対象施設について１年間の指定期間の延長が内定した。

別紙２

令和２年度　竹の塚地域学習センター・竹の塚図書館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

竹の塚クリーン大作戦「竹ボウキ」

専門家を招いた講座や区内の清掃工場見学ツアーなど、竹の塚地域に対する美化意識を向上させるための発信を行う。

（２）図書館事業提案

応援します！みんなの健康づくり

医療健康情報コーナーの設置や地域の病院と連携した健康作りに関する専門家の講演など、人生１００年時代の健康をサポートするための事業を実施する。

（３）ホール事業提案

はじめよう！新しい利用のカタチ

演劇大会の練習のための学生への定期開放や区民公募制の舞台無料開放など、区民が気軽に利用できる取り組みを強化していく。

２　自主事業について

（１）若者が思いっきり勉強できる場所づくり

テスト期間中の勉強スペースとして、夜間時間帯の施設開放や図書館と連携し学習に関する資料の提供を行う。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）地域学習センター

新しいかたちの会員と交流スペースの拡充

現在、子連れの保護者向けの交流スペースの確保が難しいため、施設の空いている時間帯を有効活用し、ＳＮＳを利用した告知方法による対象を限定した交流スペースを開放する。

（２）図書館

読書だけではない様々な切り口での事業を展開

新規利用者の獲得を目指し、特集の充実や新聞を使用した展示など、読書意欲を高める棚づくりを進める。また、館内装飾を利用者とともに作成するなど、利用者の声をもとに様々な事業の拡充を行う。

別紙２

令和２年度　中央本町地域学習センター・やよい図書館・中央本町体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

中央本町お仕事体験

これまで小学生としていた対象年齢を広げ、足立の伝統工芸職人や足立ブランド認定企業などと連携した日常に活かせる各職業の専門技術をテーマに、大人向けプログラムを開催する。

（２）図書館事業提案

高校生ボランティアのさらなる活動充実

利用の少ない中高生の来館促進に向け、生徒一人ひとりが自分のおすすめ棚を作る「ひとはこ本棚」を実施する。

（３）地域学習センター・図書館連携による健康・医療情報の提供

図書館では医療関連書籍の展示、チラシ・パンフレットや区の健康情報を収集し提供を行う。地域学習センターでは図書館の展示と連携して、健康増進の講演・講座を開催する。

２　自主事業について

（１）地域学習センター事業提案

語学講座の充実

２０２０年オリンピックを機会に、外国人とのコミュニケーション手段の充実を目指し、英語を学ぶ語学講座を新たに実施する。

（２）体育館事業

社会人・学生向けトレーニング

利用が少ない週末に、日頃センターに来られない社会人や学生に向けた指導員によるミニトレーニング講座を開催する。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）地域学習センター

利用者数の減少が課題であるため、以下の取り組みを行う。

ア　仕事帰りの利用者を対象とした夜間事業（ヨガ教室など）の開催による利用促進を行う。

イ　子ども連れの利用者の来館促進のために、利用の少ない教養室を授乳・休憩スペースとして開放する。

（２）図書館

来館者数、貸出冊数の減少が課題であるため、「利便性の向上」をテーマとし、「インターネットによる予約」の周知活動を行い、新たな利用者の増加を図る。

別紙２

令和２年度　東和地域学習センター・東和図書館・東和体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

男性のための料理教室

独身男性や定年退職した男性などを対象に、外食に偏りがちになる食生活を改善するとともに、料理初心者でも短時間で簡単に作れるおいしい健康料理を学ぶ事業を実施し、健康づくりや仲間づくりを促進する。

（２）図書館事業提案

お母さんも楽しめるキッズコーナー

長時間親子で過ごせるための工夫として、キッズコーナー内に母親向けの本や雑誌を置いたコーナーを設置する。

（３）体育館事業提案

キラキラなポンポンで楽しくチアダンス

子どもの発育に必要な運動能力、社会性を学べる事業として開催する。

幼稚園児クラスについては自立を促すことも目的とし、講師による子育てに関する相談を行う。

２　自主事業について

高齢者の生きがいと趣味でつながる世代交流「東和将棋大会」

将棋ボランティアが携わり、新たに「子ども将棋教室」、「子ども将棋大会」を開催し、地域の子どもたちに将棋の知識や技術を伝えていく。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）図書館におけるミス発生と改善策

平成２９年度に発生した予約ミス、返却ミス、受入遅滞ミスについては、翌年度に基本業務手順の見直し、ミスの周知、研修を行うことで改善した。今後も定期的な研修を実施し、ミスの予防に努めていく。

（２）レクリエーションホール、図書館キッズコーナーの活用について

ミニコミ紙による広報とともに事業を開催していくことで、平成３０年度には利用率が増加した。特にレクリエーションホールについては、体育館で開催していた小規模事業を移設することで利用の促進につながった。

別紙２

令和２年度　佐野地域学習センター・佐野図書館・佐野体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター・図書館・体育館共通提案事業

「学びのユニバーサル化を意識した新たな事業展開」

文化・体育・図書が一体となった日本文化体験推進事業を行う。

ア　学習センター　日本古来の伝統文化講座（いけ花、茶道等）

イ　図書館　日本文化・歴史に関する特集棚の設置

ウ　体育館　日本発祥のスポーツ体験（自彊術、居合道等）

（２）図書館提案事業

「はじめてカードは図書館カード」

佐野図書館の管轄小学校すべての新１年生に図書館の貸し出しカードを作成し、身近な居場所としての認知度を高め、小学生の来館を促す。

（３）体育館提案事業

「パラスポーツの推進」

佐野センターで開催される福祉まつり「ハート&ハート」においてパラスポーツを取り入れる。併せて段階的にパラスポーツ事業を開催する。

２　自主事業について

（１）鑑賞型事業

ワークショップ、ミニコンサート等の鑑賞事業を定期的に開催し、地域住民の文化芸術の理解を深める。

（２）まち歩き歴史散策ツアー

地域を歩いて歴史・文化に触れることで魅力を再発見する。(「新選組ゆかりの地をめぐる」、「宿場町の今と昔」、「大鷲神社と史跡神社」等)

（３）テラスで青空たいそう+パプリカを踊ろう

２階部分にあるテラスを活用し、年齢を問わず気軽に参加できる体操を実施する。学習センターの PR の場としても活用する。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）情報発信のコンテンツ強化

ホームページのコンテンツ拡充および SNS を開設し、年代やニーズに即したきめ細かい発信を行う。

（２）利用率・人数・貸出冊数の増加

ア　サークル化を意識した講座を開催する。

イ　「夜間個人学習室」等の開催による夜間利用率の向上を目指す。

ウ　「あだち放課後子ども教室」出張により、小学生利用者を確保する。

別紙２

令和２年度　江北地域学習センター・江北図書館・江北体育館・
江南コミュニティ図書館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

人生 100 年時代、いつまでも、いつからでも。まなびで心の豊かさを

子どもから高齢者まで、さまざまな年齢層に向け、まなびの意欲を誘起し、受講することで心の豊かさが生まれるような講座を企画・開催する。

ア　子ども向け講座例　ちびっこ・こども体操、スポーツ基本塾

イ　親子向け講座例　　親子ヨガ、ベビーマッサージサロン

ウ　高齢者向け講座例　元気いきいき体操、四十八式太極拳、江北囲碁道場

（２）図書館事業提案

学ぶ気持ちを刺激し応援する図書館

ア　2020 オリパラに関する取り組み　　イ　サードプレイスとしての図書館

ウ　情報発信による新規利用者獲得　　エ　センター連携事業

（３）体育館事業提案

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の年だからこそ！

ア　デジタルサイネージを設置し、東京 2020 大会のカウントダウンを実施

イ　子どもトランポリンをはじめとした今大会の正式種目関連講座の開催

ウ　スポーツ関連事業を継続的に実施し、「2020 大会のレガシー」を創出

２　自主事業について

（１）継続事業

①　大人からはじめるクラシックバレエ（中級編・ポワント編）

②　江北四十八式太極拳　　③　キッズチアダンス　　④　ジュニアチアダンス

（２）新規事業

①　花いっぱいハーバリウムづくり　②　元プロが教えるバスケットボール　上級編

③　日曜大工でアンティーク風家具作りに挑戦！　④　盆栽　～究極の箱庭～等

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）地域学習センター・体育館

ア　江北エリアの超々高齢社会状態

65 歳以上の割合が 30%以上となっており、高齢者の利用促進が課題である。気軽に立ち寄って参加できる形態で、趣味の楽しみ、仲間づくりにつながる場を準備する。

イ　登録団体の減少、会員の高齢化と会員数の減少

高齢状態は登録団体についても顕著であり、気楽に活動できるサロンの場を提供し、若年層の一般団体への定期的な活動の呼びかけ、センター主催講座からの団体発足、既存団体へのサークル支援講座活用の提案などのサポートをしていく。

（２）江南センター共有廊下の利用について

迷惑行為をする中学生に対しての苦情について、住区センターと連携し対応する。また、「紙飛行機飛ばし大会」や「ボードゲーム大会」など積極的な利用を提案する。

別紙２

令和２年度　新田地域学習センター・新田コミュニティ図書館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

ア　「新田キッチン」

週末や夜間に参加できる事業を行い、参加者や家族が食を通じて健康になる仕組みづくりを行う。

イ　「おはじきサッカー」

小学校へのアウトリーチを継続し、住区センターと連携することで子ども、高齢者を取り込んだ大会の開催やチーム作りを行う。

ウ　「スタンプラリー」

商店街振興組合や子供会と連携し、地域を舞台にしたスタンプラリーを開催することで地域のつながりを創出する。

（２）図書館事業提案

ア　新田学園図書室においてビブリオバトルを開催し、コミュニケーションや社会とのつながりについて学ぶ機会を提供する。

イ　大学生のインターンシップによるアイディアや視点を取り入れ、サービスの向上へ繋げる。

ウ　未就学児をもつ親子の居場所づくり、子育てに関する事業を行う。

２　自主事業について

（１）「囲碁・将棋講座」

大会の開催やプロ棋士を招へいし、子どもの参加を促すとともに新田センターの新しいイメージとして定着させる。

（２）「ステップアップ料理講座」

参加者のステップアップを念頭に置いた料理講座を開催し、リピーターの獲得及び区民講師の育成を行う。

（３）「街歩き講座」

地域を知り愛着を持てるように、地域の史跡や神社をめぐる講座を開催する。

３　施設が抱える課題とその改善策について

登録団体数、利用率、利用人数、図書館来館者数が少ない。

（１）利用者層の分析を行い、構成人数が多い団体や若い世代と連携し、ワークショップや発表会を行うことで利用促進を図る。

（２）地域の方が利用する駅や施設にミニコミ紙等の広報物を設置することで、アピールを行う。

（３）住区センターや地域団体と積極的に交流し、地域ニーズを把握することで事業企画に活かし、新規利用者を獲得する。

別紙２

令和２年度　興本地域学習センター・興本図書館・興本体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター・体育館事業提案

ア　地域ニーズに応えて、子育て世代支援講座を拡充

（ア）近隣保育園に対してアンケートを実施、できる限り参加しやすい時間帯の教室を開催する。

（イ）毎日乳幼児、親子向けの講座を開催する。

（ウ）講師に助産師を迎え、日頃の育児や女性に関する悩みを解決できる場を提供する。

イ　利用者ニーズに応えて、託児付き講座を拡充

子育て中の保護者のストレスを軽減するため、託児ボランティアを育成し、託児付き講座を一層増やしていく。

（２）図書館事業提案

新規利用者獲得のための新たな試みとして、読書推進に力を入れ、特に学習センターの重点事業と連携し対象世代の利用率、貸出率の増加を図る。

ア　子育て世代の母親（父親）向け　講座受講中の図書カード発行サービス

イ　30 代、40 代の働く世代向け　ラーニングスペースにビジネス書情報を掲示

ウ　ティーンズ世代向け　情報紙発行回数の増加、ティーンズ世代向けの SNS 発信

エ　一般向け　トレーニングルームにオリパラ本情報を掲示

２　自主事業について

（１）自主事業からの収益確保と公益事業への循環

自主事業からの収益を自主財源として確保し、ステップアップや地域のニーズに応えた付加価値の高い事業を展開する。また C 型事業により得た収益でホールコンサート等を開催し、地域への還元に繋げていく。

事業例①　ピアノ教室　②　太極拳教室　③　9 人制バレーボール大会（興本杯）

３　施設が抱える課題とその改善策について

利用者・利用率の減少と利用者増に向けて

大規模改修に伴う休館により、登録団体の会員減少、利用率・利用人数の減少が課題となったため、改善策として以下の取り組みを行う。

（１）区民が文化芸術、健康づくりに触れる機会だけでなく、人と人とのコミュニティの場となるような多彩な講座を開催する。

（２）当施設が学習する場、息抜きの場、絆を育む場として認知され地域住民が自然と集まる場所を作っていく。地域住民の声に耳を傾け、より興味を抱かせる講座を開催する。

事業例①　ホールコンサート　②　子育て相談会　③　歌声サロン　④　健康長寿カフェ

（３）老若男女すべての方が利用することを意識し、ライフステージ別にあらゆる講座を開催し、生涯にわたり継続して足を運んでもらえるようにする。

別紙２

令和２年度　伊興地域学習センター・伊興図書館・伊興体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター・体育館事業提案

令和元年９月から令和２年７月まで大規模改修期間のため、休館中、休館後に分けて事業提案を記載する。

ア　休館中…ボランティア、区民講師等による出張ワークショップの実施
　　他の地域学習センターを会場として利用し、サークル支援講座を実施

イ　休館後…オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ事業の開催
　　プロ選手を招いた卓球教室の開催や、「卓球バレー」、「風船バレー」などのパラスポーツ事業の開催を検討

（２）図書館事業提案

ア　休館中…小学校における児童の読書推進を目的とした「放課後子ども教室」への図書館アウトリーチ事業や、絵本作りのワークショップを実施予定

イ　休館後…バリアフリーや障がいに関する特集棚の設置、じゅうたんコーナーにおけるおはなし会の実施

２　自主事業について

（１）登録団体の増加につながるサークル育成を見据えた自主事業の提案

抵抗感なくサークル化できるような工夫を取り入れ、自主事業の実施本数増とサークル数の増加、登録団体の増加を目標とする。特に合唱やヨガ、絵手紙などの無理なく長く続けやすい活動内容の事業は、長期的な利用率の安定につながるため積極的に企画していく。

ア　大規模改修後も継続する事業
　①　シェイプアップエクササイズ　②　いきいき体操

イ　Ａ型事業から自主事業へと発展させる講座
　①　ちびっこ体操　②　こども体操　③　健康！太極拳等

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）学習事業の取り組み

利用促進に向けた広報活動が十分でなかった。区民の方がセンターに興味をもってもらうために、ホームページの大幅リニューアルやFacebookの更新頻度を上げる。長期休館中は利用者への情報発信手段が限られてしまうため、新たにLINEによる情報発信をスタートさせる。

（２）図書館事業の取り組み

高齢者と親子連れ利用者との間に全く接点がないことが課題である。大人向けのおはなし会（伊興読書さろん）で読み手になっている方に「あだち環境かるた３大会」などのイベントで子どもたちと自然に触れ合う機会を増やしていく。

（３）利用者の満足度

センター活動でのマンネリ化を感じている。サークル支援型活動やアウトリーチ型活動で刺激をもたらしていく。ニーズを見直し新規講座や現講座の改編をして、利用者が活動の効果を感じられるようにしていく。

別紙２

令和２年度　鹿浜地域学習センター・鹿浜図書館・鹿浜体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター、体育館事業提案

令和２年９月から令和３年７月まで大規模改修に伴う休館期間となるため、休館前、休館中の２期間に分け、特別感のある事業を行う。

ア　休館前…「３０年間　ありがとう　鹿浜センター」

これまでの歩みを振り返るメモリアル事業を行う。記録の展示、夏祭り等を開催する。

イ　休館中…「またお会いしましょう　鹿浜センター」

閉館中のサポート、開館に向けてサークル支援活動やミニコミ紙、SNS による情報発信など、期待感を持たせる事業を展開する。

（２）図書館事業提案

ア　休館前…オリンピック・パラリンピック応援として特別展示を行う。地域学習センターで開催しているボッチャを中心に取り上げる。

イ　休館中…地域の方への情報提供を行う。改修後のコーナー拡充に向けて準備を進める。

２　自主事業について

（１）鹿浜スポーツクラブ

２０代から４０代までの比較的若い世代に向けた事業であり、健康、体力増進、仲間づくり、ストレス発散を主な目的に、ズンバ・ヨガ・バレエ・体幹トレーニング・ボクシング・フラダンスなどを多彩に展開する。休館中は SNS を通じて情報発信し、顧客離れを防いでいく。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）受付窓口等のミス防止

還付ミス等が発生した経緯があったが、ミス防止研修、職員同士の声がけを徹底することにより効果を上げているため、資料を活かして他施設にもノウハウを伝えていく。

（２）貸出冊数・利用者数の増加

新規利用者の獲得を目指し、学習センターと連携した特集コーナーの設置、出張貸出等のサービスを提供する。改修後の新たな取り組みとして外国人に向けた講座や若い世代向けの偉人・歴史講座を行っていく。

別紙３

令和２年度　竹の塚地域学習センターの管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	79,359	
その他の収入	事業収入ほか	8,837	
収入計（A）		88,196	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	総括責任者、副総括責任者、社員、設備社員、 ホール社員、アルバイト、社会保険料、教育訓練費	58,411	
事業費	事業関係費、広告宣伝費	8,016	
事務費 (管理費)	賃借料、交通通信費、消耗品費、空調機・換気設備保守、消防用設備等保守点検業務、建物清掃、警備業務、エレベーター保守点検業務、自動ドア保守点検業務、構内電話交換設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、簡易専用水道検査、受水槽・高置水槽清掃及び水質検査、排水槽清掃及び保守点検、殺虫消毒、舞台吊物保守点検業務、舞台音響保守点検業務、舞台照明保守点検業務、中央監視設備保守点検業務、煤煙測定業務、12条点検、区民事務所・障がい福祉館清掃、産業廃棄物処理、空気環境測定業務、ピアノ調律費、1階機能訓練室空調機修理、自家用電気工作物不具合調査、アップライトピアノ弦交換	15,198	
その他経費	保険料、手数料・その他、租税公課、本部経費	6,571	
支出計（B）		88,196	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

別紙３

令和２年度　中央本町地域学習センター・中央本町体育館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	62,572	
その他の収入	事業収入ほか	6,450	
収入計（A）		69,022	

２　支出　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	総括責任者、副総括責任者、社員、設備社員、 アルバイト、社会保険料、教育訓練費	46,696	
事業費	事業関連費、広告宣伝費	7,032	
事務費 (管理費)	賃貸料、交通通信費、消耗品費、仕入れ・用具補修、空調機・換気設備保守、消防用設備等保守点検業務、建物清掃、警備業務、エレベーター保守点検業務、自動ドア保守点検業務、構内電話交換設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、簡易専用水道検査、受水槽・高置水槽清掃及び水質検査、排水槽清掃及び保守点検、殺虫消毒、中央監視設備保守点検業務、体育機器点検、樹木管理、ピアノ調律費、空気環境測定、12条施設点検	8,709	
その他経費	保険料、手数料・その他、租税公課、本部経費	6,585	
支出計（B）		69,022	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

別紙３

令和２年度　東和地域学習センター・東和体育館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	56,194	
その他収入	事業収入ほか	3,583	
収入計（A）		59,777	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	総括責任者、副総括責任者、社員、アルバイト、 社会保険料、教育訓練費	34,880	
事業費	事業関係費、広告宣伝費	4,434	
事務費 (管理費)	賃借料、交通通信費、消耗品費、仕入れ・用具補修、空調機・換気設備保守、消防用設備等保守点検業務、建物清掃、警備業務、エレベーター保守点検業務、自動ドア保守点検業務、構内電話交換設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、簡易専用水道検査、受水槽・高置水槽清掃及び水質検査、排水槽清掃及び保守点検、殺虫消毒、体育機器点検、ピアノ調律費、増圧給水ポンプ保守点検業務、建築物環境衛生業務、ガスヒーポン保守点検業務、12条法定点検業務	14,600	
その他経費	保険料、手数料・その他、租税公課、本部経費	5,863	
支出計（B）		59,777	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

別紙３

令和２年度　佐野地域学習センター・佐野体育館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	50,314	
その他収入	コピー代等収入、スポーツ用具貸出サービス、事業収入	2,100	
収入計（A）		52,414	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	総合受付案内業務、社員人件費、パート社員人件費、 法定福利費	32,956	
事業費	事業運営、支援運営経費	2,992	
事務費 （管理費）	施設維持運営経費、その他経費	8,877	
管理維持費	施設管理経費	5,489	
支出計（B）		50,314	
収支（C）＝（A）－（B）		2,100	

別紙３

令和２年度　江北地域学習センター・江北体育館の管理に係る収支計画書概要

1　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	44,956	
その他の収入	生涯学習事業、コピー及び用具貸し出し	12,000	
収入計（A）		56,956	

2　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	常勤、アルバイト職員	29,911	
人件費	法定福利費、福利厚生費等	2,954	
事業費	講師料、教材費、施設使用料、講師負担費、 事業運営支援費、広告宣伝費	11,582	
事務費	消耗品等、通信運搬費、リース	1,815	
事務費 （管理費）	機器保守点検、体育機器点検、樹木管理	8,464	
その他経費	保険料、著作権使用料、手数料、図書印刷費等	1,240	
本部経費	間接経費	990	
支出計（B）		56,956	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

別紙３

令和２年度　新田地域学習センターの管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	32,560	
その他収入	コピー、印刷サービス、事業収入	470	
収入計（A）		33,030	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	総合受付案内業務、社員人件費、パート社員人件費、 法定福利費	26,356	
事業費	事業運営、支援運営経費	1,243	
事務費 （管理費）	施設維持運営経費、その他経費	2,563	
管理維持費	施設管理経費	2,398	
支出計（B）		32,560	
収支（C）＝（A）－（B）		470	

別紙３

令和２年度　興本地域学習センター・興本体育館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	40,666	
その他の収入	生涯学習事業、コピー及び用具貸し出し	7,200	
収入計（A）		47,866	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	常勤、アルバイト職員	26,215	
人件費	法定福利費、福利厚生費等	2,437	
事業費	講師料、教材費、施設使用料、講師負担費、 事業運営支援費、広告宣伝費	6,782	
事務費	消耗品等、通信運搬費、リース	2,882	
事務費 （管理費）	機器保守点検、体育機器点検、樹木管理	7,504	
その他経費	保険料、著作権使用料、手数料、図書印刷費等	1,056	
本部経費	間接経費	990	
支出計（B）		47,866	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

別紙３

令和２年度　伊興地域学習センター・伊興体育館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	43,373	
その他の収入	コピー・印刷サービス、スポーツ用具貸出サービス、 事業収入	1,950	
収入計（A）		45,323	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	総合受付案内業務、社員人件費、パート社員人件費、 法定福利費	23,562	
事業費	事業運営・支援運営経費	3,663	
事務費 （管理費）	施設維持運営経費、その他経費	7,777	
管理維持費	施設管理経費	8,371	
支出計（B）		43,373	
収支（C）＝（A）－（B）		1,950	

別紙３

令和２年度　鹿浜地域学習センター・鹿浜体育館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	46,604	
その他の収入	事業収入ほか	4,032	
収入計（A）		50,636	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	総括責任者、副総括責任者、社員、アルバイト、社会保険料、教育訓練費	33,286	
事業費	事業関係費、広告宣伝費	4,109	
事務費（管理費）	賃借料、交通通信費、消耗品費、仕入れ用具補修、空調機・換気設備保守、消防用設備等保守点検業務、建物清掃、警備業務、エレベーター保守点検業務、自動ドア保守点検業務、構内電話交換設備保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務、簡易専用水道検査、受水槽・高置水槽清掃及び水質検査、排水槽清掃及び保守点検、殺虫消毒、体育機器点検、樹木管理、12条点検、空気環境測定業務、PCB調査	9,266	
その他経費	保険料、手数料・その他、租税公課、本部経費	3,975	
支出計（B）		50,636	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

第６４号議案

足立区立図書館の指定管理者の指定期間延長の送付について

上記の議案を提出する。

令和元年１０月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区立図書館の指定管理者の指定期間延長の送付について

足立区立図書館の指定管理者の指定期間を下記のとおり延長する。

記

施設の名称	指定管理者	指定期間
足立区立竹の塚図書館	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区立やよい図書館	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区立東和図書館	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体 代表団体 ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区立佐野図書館	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長
足立区立江北図書館・足立区立江南コミュニティ図書館	所在地　東京都足立区江北一丁目33番22号 名　称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役　川名　康仁	令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間延長

足立区立新田コミュニティ図書館	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	令和2年4月1日から 令和3年3月31日までの1年間延長
足立区立興本図書館	所在地　東京都足立区江北一丁目33番22号 名　称　株式会社ティー・エム・エンタープライズ 代表取締役　川名　康仁	令和2年4月1日から 令和3年3月31日までの1年間延長
足立区立伊興図書館	所在地　東京都足立区千住河原町9番7号 名　称　株式会社グランディオサービス 代表取締役　林　秀樹	令和2年4月1日から 令和3年3月31日までの1年間延長
足立区立鹿浜図書館	所在地　東京都足立区足立四丁目28番10号 名　称　ヤオキン商事株式会社 代表取締役　伊藤　治光	令和2年4月1日から 令和3年3月31日までの1年間延長

（提案理由）

足立区立図書館の指定管理者の指定期間を延長する必要があるので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、この案を提出いたします。

第 ６ ４ 号 議 案 説 明 資 料

令和元年１０月１５日

件　　名	足立区立図書館の指定管理者の指定期間延長の送付について
所管部課名	地域のちから推進部中央図書館

内　　容

１　提案理由

足立区立図書館の指定管理者の指定期間延長について、生涯学習関連施設指定管理者選定審査会の結果に基づき、令和元年第４回区議会定例会において、議決を得る必要があるため。

２　選定審査会の内容

（１）対象施設及び現指定管理者

	施設名	現指定管理者
1	竹の塚図書館	ヤオキン商事株式会社
2	やよい図書館	ヤオキン商事株式会社
3	東和図書館	ヤオキン･ASCC 共同事業体
4	佐野図書館	株式会社グランディオサービス
5	江北図書館・ 江南コミュニティ図書館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ
6	新田コミュニティ図書館	株式会社グランディオサービス
7	興本図書館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ
8	伊興図書館	株式会社グランディオサービス
9	鹿浜図書館	ヤオキン商事株式会社

（２）指定期間

令和２年４月１日から令和３年３月３１日までの１年間延長

（３）指定管理者選定審査会

ア　開催日

令和元年８月８日（木）、９日（金）

イ　審査会委員の構成

学識経験者３名、区内関係団体２名、区職員１名　合計６名

種　別	氏　名	役職等
学識 経験者	髙井　正 【会長】	立教大学 学校・社会教育講座　特任准教授
	金塚　基	東京未来大学 モチベーション行動科学部　准教授
	原田　隆史	同志社大学　免許資格課程センター　教授・ 同志社大学大学院　総合政策科学研究科　教授 （兼任）
区民	眞柄　るり子	足立区体育協会　常務理事
	長瀬　淑子	足立区三曲協会　副会長
区職員	大塚　進	営繕管理課長

	（４）審査項目及び審査結果 別紙１「令和元年度 生涯学習関連施設指定管理者選定審査会 判定結果集計表」のとおり ３　添付資料 （１）令和元年度 生涯学習関連施設指定管理者選定審査会 判定結果集計表（別紙１） （２）事業計画書概要（別紙２） （３）収支計画書概要（別紙３）
今後の方針	令和元年第４回区議会定例会において議決を経て、事業者と変更協定書を締結し、指定期間を１年間延長する。

別紙1

令和元年度　生涯学習関連施設指定管理者選定審査会　判定結果集計表

	審査対象施設	現指定管理者	延長可判定人数／出席委員人数	判定
1	竹の塚地域学習センター・竹の塚図書館	ヤオキン商事株式会社	６／６	延長可
2	中央本町地域学習センター・やよい図書館・ 中央本町体育館	ヤオキン商事株式会社	６／６	延長可
3	東和地域学習センター・東和図書館・東和体育館	ヤオキン・ＡＳＣＣ共同事業体	６／６	延長可
4	佐野地域学習センター・佐野図書館・佐野体育館	株式会社グランディオサービス	６／６	延長可
5	江北地域学習センター・江北図書館・江北体育館・ 江南コミュニティ図書館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	６／６	延長可
6	新田地域学習センター・新田コミュニティ図書館	株式会社グランディオサービス	６／６	延長可
7	興本地域学習センター・興本図書館・興本体育館	株式会社ティー・エム・エンタープライズ	６／６	延長可
8	伊興地域学習センター・伊興図書館・伊興体育館	株式会社グランディオサービス	６／６	延長可
9	鹿浜地域学習センター・鹿浜図書館・鹿浜体育館	ヤオキン商事株式会社	６／６	延長可

選定審査委員の過半数が延長可と判定したため、全対象施設について１年間の指定期間の延長が内定した。

別紙２

令和２年度　竹の塚地域学習センター・竹の塚図書館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

竹の塚クリーン大作戦「竹ボウキ」

専門家を招いた講座や区内の清掃工場見学ツアーなど、竹の塚地域に対する美化意識を向上させるための発信を行う。

（２）図書館事業提案

応援します！みんなの健康づくり

医療健康情報コーナーの設置や地域の病院と連携した健康作りに関する専門家の講演など、人生１００年時代の健康をサポートするための事業を実施する。

（３）ホール事業提案

はじめよう！新しい利用のカタチ

演劇大会の練習のための学生への定期開放や区民公募制の舞台無料開放など、区民が気軽に利用できる取り組みを強化していく。

２　自主事業について

（１）若者が思いっきり勉強できる場所づくり

テスト期間中の勉強スペースとして、夜間時間帯の施設開放や図書館と連携し学習に関する資料の提供を行う。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）地域学習センター

新しいかたちの会員と交流スペースの拡充

現在、子連れの保護者向けの交流スペースの確保が難しいため、施設の空いている時間帯を有効活用し、ＳＮＳを利用した告知方法による対象を限定した交流スペースを開放する。

（２）図書館

読書だけではない様々な切り口での事業を展開

新規利用者の獲得を目指し、特集の充実や新聞を使用した展示など、読書意欲を高める棚づくりを進める。また、館内装飾を利用者とともに作成するなど、利用者の声をもとに様々な事業の拡充を行う。

別紙２

令和２年度　中央本町地域学習センター・やよい図書館・中央本町体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

中央本町お仕事体験

これまで小学生としていた対象年齢を広げ、足立の伝統工芸職人や足立ブランド認定企業などと連携した日常に活かせる各職業の専門技術をテーマに、大人向けプログラムを開催する。

（２）図書館事業提案

高校生ボランティアのさらなる活動充実

利用の少ない中高生の来館促進に向け、生徒一人ひとりが自分のおすすめ棚を作る「ひとはこ本棚」を実施する。

（３）地域学習センター・図書館連携による健康・医療情報の提供

図書館では医療関連書籍の展示、チラシ・パンフレットや区の健康情報を収集し提供を行う。地域学習センターでは図書館の展示と連携して、健康増進の講演・講座を開催する。

２　自主事業について

（１）地域学習センター事業提案

語学講座の充実

２０２０年オリンピックを機会に、外国人とのコミュニケーション手段の充実を目指し、英語を学ぶ語学講座を新たに実施する。

（２）体育館事業

社会人・学生向けトレーニング

利用が少ない週末に、日頃センターに来られない社会人や学生に向けた指導員によるミニトレーニング講座を開催する。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）地域学習センター

利用者数の減少が課題であるため、以下の取り組みを行う。

ア　仕事帰りの利用者を対象とした夜間事業（ヨガ教室など）の開催による利用促進を行う。

イ　子ども連れの利用者の来館促進のために、利用の少ない教養室を授乳・休憩スペースとして開放する。

（２）図書館

来館者数、貸出冊数の減少が課題であるため、「利便性の向上」をテーマとし、「インターネットによる予約」の周知活動を行い、新たな利用者の増加を図る。

別紙２

令和２年度　東和地域学習センター・東和図書館・東和体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

男性のための料理教室

独身男性や定年退職した男性などを対象に、外食に偏りがちになる食生活を改善するとともに、料理初心者でも短時間で簡単に作れるおいしい健康料理を学ぶ事業を実施し、健康づくりや仲間づくりを促進する。

（２）図書館事業提案

お母さんも楽しめるキッズコーナー

長時間親子で過ごせるための工夫として、キッズコーナー内に母親向けの本や雑誌を置いたコーナーを設置する。

（３）体育館事業提案

キラキラなポンポンで楽しくチアダンス

子どもの発育に必要な運動能力、社会性を学べる事業として開催する。

幼稚園児クラスについては自立を促すことも目的とし、講師による子育てに関する相談を行う。

２　自主事業について

高齢者の生きがいと趣味でつながる世代交流「東和将棋大会」

将棋ボランティアが携わり、新たに「子ども将棋教室」、「子ども将棋大会」を開催し、地域の子どもたちに将棋の知識や技術を伝えていく。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）図書館におけるミス発生と改善策

平成２９年度に発生した予約ミス、返却ミス、受入遅滞ミスについては、翌年度に基本業務手順の見直し、ミスの周知、研修を行うことで改善した。今後も定期的な研修を実施し、ミスの予防に努めていく。

（２）レクリエーションホール、図書館キッズコーナーの活用について

ミニコミ紙による広報とともに事業を開催していくことで、平成３０年度には利用率が増加した。特にレクリエーションホールについては、体育館で開催していた小規模事業を移設することで利用の促進につながった。

別紙２

令和２年度　佐野地域学習センター・佐野図書館・佐野体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター・図書館・体育館共通提案事業

「学びのユニバーサル化を意識した新たな事業展開」

文化・体育・図書が一体となった日本文化体験推進事業を行う。

ア　学習センター　日本古来の伝統文化講座（いけ花、茶道等）

イ　図書館　日本文化・歴史に関する特集棚の設置

ウ　体育館　日本発祥のスポーツ体験（自彊術、居合道等）

（２）図書館提案事業

「はじめてカードは図書館カード」

佐野図書館の管轄小学校すべての新１年生に図書館の貸し出しカードを作成し、身近な居場所としての認知度を高め、小学生の来館を促す。

（３）体育館提案事業

「パラスポーツの推進」

佐野センターで開催される福祉まつり「ハート&ハート」においてパラスポーツを取り入れる。併せて段階的にパラスポーツ事業を開催する。

２　自主事業について

（１）鑑賞型事業

ワークショップ、ミニコンサート等の鑑賞事業を定期的に開催し、地域住民の文化芸術の理解を深める。

（２）まち歩き歴史散策ツアー

地域を歩いて歴史・文化に触れることで魅力を再発見する。(「新選組ゆかりの地をめぐる」、「宿場町の今と昔」、「大鷲神社と史跡神社」等)

（３）テラスで青空たいそう+パプリカを踊ろう

２階部分にあるテラスを活用し、年齢を問わず気軽に参加できる体操を実施する。学習センターの PR の場としても活用する。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）情報発信のコンテンツ強化

ホームページのコンテンツ拡充および SNS を開設し、年代やニーズに即したきめ細かい発信を行う。

（２）利用率・人数・貸出冊数の増加

ア　サークル化を意識した講座を開催する。

イ　「夜間個人学習室」等の開催による夜間利用率の向上を目指す。

ウ　「あだち放課後子ども教室」出張により、小学生利用者を確保する。

別紙２

令和２年度　江北地域学習センター・江北図書館・江北体育館・江南コミュニティ図書館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

人生 100 年時代、いつまでも、いつからでも。まなびで心の豊かさを

子どもから高齢者まで、さまざまな年齢層に向け、まなびの意欲を誘起し、受講することで心の豊かさが生まれるような講座を企画・開催する。

ア　子ども向け講座例　ちびっこ・こども体操、スポーツ基本塾

イ　親子向け講座例　　親子ヨガ、ベビーマッサージサロン

ウ　高齢者向け講座例　元気いきいき体操、四十八式太極拳、江北囲碁道場

（２）図書館事業提案

学ぶ気持ちを刺激し応援する図書館

ア　2020 オリパラに関する取り組み　　イ　サードプレイスとしての図書館

ウ　情報発信による新規利用者獲得　　エ　センター連携事業

（３）体育館事業提案

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会の年だからこそ！

ア　デジタルサイネージを設置し、東京 2020 大会のカウントダウンを実施

イ　子どもトランポリンをはじめとした今大会の正式種目関連講座の開催

ウ　スポーツ関連事業を継続的に実施し、「2020 大会のレガシー」を創出

２　自主事業について

（１）継続事業

①　大人からはじめるクラシックバレエ（中級編・ポワント編）

②　江北四十八式太極拳　　③　キッズチアダンス　　④　ジュニアチアダンス

（２）新規事業

①　花いっぱいハーバリウムづくり　②　元プロが教えるバスケットボール　上級編

③　日曜大工でアンティーク風家具作りに挑戦！　④　盆栽　～究極の箱庭～等

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）地域学習センター・体育館

ア　江北エリアの超々高齢社会状態

65 歳以上の割合が 30%以上となっており、高齢者の利用促進が課題である。気軽に立ち寄って参加できる形態で、趣味の楽しみ、仲間づくりにつながる場を準備する。

イ　登録団体の減少、会員の高齢化と会員数の減少

高齢状態は登録団体についても顕著であり、気楽に活動できるサロンの場を提供し、若年層の一般団体への定期的な活動の呼びかけ、センター主催講座からの団体発足、既存団体へのサークル支援講座活用の提案などのサポートをしていく。

（２）江南センター共有廊下の利用について

迷惑行為をする中学生に対しての苦情について、住区センターと連携し対応する。また、「紙飛行機飛ばし大会」や「ボードゲーム大会」など積極的な利用を提案する。

別紙２

令和２年度　新田地域学習センター・新田コミュニティ図書館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター事業提案

ア　「新田キッチン」

週末や夜間に参加できる事業を行い、参加者や家族が食を通じて健康になる仕組みづくりを行う。

イ　「おはじきサッカー」

小学校へのアウトリーチを継続し、住区センターと連携することで子ども、高齢者を取り込んだ大会の開催やチーム作りを行う。

ウ　「スタンプラリー」

商店街振興組合や子供会と連携し、地域を舞台にしたスタンプラリーを開催することで地域のつながりを創出する。

（２）図書館事業提案

ア　新田学園図書室においてビブリオバトルを開催し、コミュニケーションや社会とのつながりについて学ぶ機会を提供する。

イ　大学生のインターンシップによるアイディアや視点を取り入れ、サービスの向上へ繋げる。

ウ　未就学児をもつ親子の居場所づくり、子育てに関する事業を行う。

２　自主事業について

（１）「囲碁・将棋講座」

大会の開催やプロ棋士を招へいし、子どもの参加を促すとともに新田センターの新しいイメージとして定着させる。

（２）「ステップアップ料理講座」

参加者のステップアップを念頭に置いた料理講座を開催し、リピーターの獲得及び区民講師の育成を行う。

（３）「街歩き講座」

地域を知り愛着を持てるように、地域の史跡や神社をめぐる講座を開催する。

３　施設が抱える課題とその改善策について

登録団体数、利用率、利用人数、図書館来館者数が少ない。

（１）利用者層の分析を行い、構成人数が多い団体や若い世代と連携し、ワークショップや発表会を行うことで利用促進を図る。

（２）地域の方が利用する駅や施設にミニコミ紙等の広報物を設置することで、アピールを行う。

（３）住区センターや地域団体と積極的に交流し、地域ニーズを把握することで事業企画に活かし、新規利用者を獲得する。

別紙２

令和２年度　興本地域学習センター・興本図書館・興本体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター・体育館事業提案

ア　地域ニーズに応えて、子育て世代支援講座を拡充

（ア）近隣保育園に対してアンケートを実施、できる限り参加しやすい時間帯の教室を開催する。

（イ）毎日乳幼児、親子向けの講座を開催する。

（ウ）講師に助産師を迎え、日頃の育児や女性に関する悩みを解決できる場を提供する。

イ　利用者ニーズに応えて、託児付き講座を拡充

子育て中の保護者のストレスを軽減するため、託児ボランティアを育成し、託児付き講座を一層増やしていく。

（２）図書館事業提案

新規利用者獲得のための新たな試みとして、読書推進に力を入れ、特に学習センターの重点事業と連携し対象世代の利用率、貸出率の増加を図る。

ア　子育て世代の母親（父親）向け　講座受講中の図書カード発行サービス

イ　30 代、40 代の働く世代向け　ラーニングスペースにビジネス書情報を掲示

ウ　ティーンズ世代向け　情報紙発行回数の増加、ティーンズ世代向けの SNS 発信

エ　一般向け　トレーニングルームにオリパラ本情報を掲示

２　自主事業について

（１）自主事業からの収益確保と公益事業への循環

自主事業からの収益を自主財源として確保し、ステップアップや地域のニーズに応えた付加価値の高い事業を展開する。また C 型事業により得た収益でホールコンサート等を開催し、地域への還元に繋げていく。

事業例①　ピアノ教室　②　太極拳教室　③　9 人制バレーボール大会（興本杯）

３　施設が抱える課題とその改善策について

利用者・利用率の減少と利用者増に向けて

大規模改修に伴う休館により、登録団体の会員減少、利用率・利用人数の減少が課題となったため、改善策として以下の取り組みを行う。

（１）区民が文化芸術、健康づくりに触れる機会だけでなく、人と人とのコミュニティの場となるような多彩な講座を開催する。

（２）当施設が学習する場、息抜きの場、絆を育む場として認知され地域住民が自然と集まる場所を作っていく。地域住民の声に耳を傾け、より興味を抱かせる講座を開催する。

事業例①　ホールコンサート　②　子育て相談会　③　歌声サロン　④　健康長寿カフェ

（３）老若男女すべての方が利用することを意識し、ライフステージ別にあらゆる講座を開催し、生涯にわたり継続して足を運んでもらえるようにする。

別紙２

令和２年度　伊興地域学習センター・伊興図書館・伊興体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター・体育館事業提案

令和元年９月から令和２年７月まで大規模改修期間のため、休館中、休館後に分けて事業提案を記載する。

ア　休館中…ボランティア、区民講師等による出張ワークショップの実施
　　他の地域学習センターを会場として利用し、サークル支援講座を実施

イ　休館後…オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ事業の開催
　　プロ選手を招いた卓球教室の開催や、「卓球バレー」、「風船バレー」などのパラスポーツ事業の開催を検討

（２）図書館事業提案

ア　休館中…小学校における児童の読書推進を目的とした「放課後子ども教室」への図書館アウトリーチ事業や、絵本作りのワークショップを実施予定

イ　休館後…バリアフリーや障がいに関する特集棚の設置、じゅうたんコーナーにおけるおはなし会の実施

２　自主事業について

（１）登録団体の増加につながるサークル育成を見据えた自主事業の提案

抵抗感なくサークル化できるような工夫を取り入れ、自主事業の実施本数増とサークル数の増加、登録団体の増加を目標とする。特に合唱やヨガ、絵手紙などの無理なく長く続けやすい活動内容の事業は、長期的な利用率の安定につながるため積極的に企画していく。

ア　大規模改修後も継続する事業
　①　シェイプアップエクササイズ　②　いきいき体操

イ　A型事業から自主事業へと発展させる講座
　①　ちびっこ体操　②　こども体操　③　健康！太極拳等

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）学習事業の取り組み

利用促進に向けた広報活動が十分でなかった。区民の方がセンターに興味をもってもらうために、ホームページの大幅リニューアルやFacebookの更新頻度を上げる。長期休館中は利用者への情報発信手段が限られてしまうため、新たにLINEによる情報発信をスタートさせる。

（２）図書館事業の取り組み

高齢者と親子連れ利用者との間に全く接点がないことが課題である。大人向けのおはなし会（伊興読書さろん）で読み手になっている方に「あだち環境かるた３大会」などのイベントで子どもたちと自然に触れ合う機会を増やしていく。

（３）利用者の満足度

センター活動でのマンネリ化を感じている。サークル支援型活動やアウトリーチ型活動で刺激をもたらしていく。ニーズを見直し新規講座や現講座の改編をして、利用者が活動の効果を感じられるようにしていく。

別紙２

令和２年度　鹿浜地域学習センター・鹿浜図書館・鹿浜体育館　事業計画書概要

１　令和２年度に特に力を入れて取り組みたい事業について

（１）地域学習センター、体育館事業提案

令和２年９月から令和３年７月まで大規模改修に伴う休館期間となるため、休館前、休館中の２期間に分け、特別感のある事業を行う。

ア　休館前…「３０年間　ありがとう　鹿浜センター」

これまでの歩みを振り返るメモリアル事業を行う。記録の展示、夏祭り等を開催する。

イ　休館中…「またお会いしましょう　鹿浜センター」

閉館中のサポート、開館に向けてサークル支援活動やミニコミ紙、SNS による情報発信など、期待感を持たせる事業を展開する。

（２）図書館事業提案

ア　休館前…オリンピック・パラリンピック応援として特別展示を行う。地域学習センターで開催しているボッチャを中心に取り上げる。

イ　休館中…地域の方への情報提供を行う。改修後のコーナー拡充に向けて準備を進める。

２　自主事業について

（１）鹿浜スポーツクラブ

２０代から４０代までの比較的若い世代に向けた事業であり、健康、体力増進、仲間づくり、ストレス発散を主な目的に、ズンバ・ヨガ・バレエ・体幹トレーニング・ボクシング・フラダンスなどを多彩に展開する。休館中は SNS を通じて情報発信し、顧客離れを防いでいく。

３　施設が抱える課題とその改善策について

（１）受付窓口等のミス防止

還付ミス等が発生した経緯があったが、ミス防止研修、職員同士の声がけを徹底することにより効果を上げているため、資料を活かして他施設にもノウハウを伝えていく。

（２）貸出冊数・利用者数の増加

新規利用者の獲得を目指し、学習センターと連携した特集コーナーの設置、出張貸出等のサービスを提供する。改修後の新たな取り組みとして外国人に向けた講座や若い世代向けの偉人・歴史講座を行っていく。

別紙３

令和２年度　竹の塚図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	40,977	
その他の収入	コピー代	100	
収入計（A）		41,077	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
施設維持運営経費	新聞代、賃借料、交通通信費、消耗品費	2,049	
事業運営、支援運営経費	館長、副館長、社員、アルバイト、社会保険料、教育訓練費	33,639	
施設管理経費	建物清掃、警備業務、自家用電気工作物保安管理業務、簡易専用水道検査、受水槽・高置水槽清掃及び水質検査、排水槽清掃及び保守点検、中央監視設備保守点検業務、煤煙測定業務、12条点検、産業廃棄物処理、空気環境測定業務、自家用電気工作物不具合調査	1,842	
その他経費	保険料、手数料・その他、租税公課、本部経費	3,547	
支出計（B）		41,077	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

別紙３

令和２年度　やよい図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	38,917	
その他の収入	コピー代	100	
収入計（A）		39,017	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
施設維持運営経費	新聞代、賃借料、交通通信費、消耗品費	1,760	
事業運営、 支援運営経費	館長、副館長、社員、アルバイト、社会保険料、 教育訓練費、採用関係費	32,799	
施設管理経費	建物清掃、警備業務、自家用電気工作物保安管理業務、簡易専用水道検査、受水槽・高置水槽清掃及び水質検査、排水層清掃及び保守点検、中央監視設備保守点検業務、12条点検、空気環境測定業務	938	
その他経費	保険料、手数料・その他、租税公課、本部経費	3,520	
支出計（B）		39,017	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

別紙３

令和２年度　東和図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	46,086	
その他収入	コピー代	100	
収入計（A）		46,186	

２　支出　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
施設維持運営経費	新聞代、賃借料、交通通信費、消耗品費	1,725	
事業運営、支援運営経費	館長、副館長、社員、アルバイト、社会保険料、教育訓練費	37,659	
施設管理経費	建物清掃、警備業務、自家用電気工作物保安管理業務、簡易専用水道検査、受水槽・高置水槽清掃及び水質検査、排水槽清掃及び保守点検、増圧給水ポンプ保守点検業務、建築物環境衛生業務、ガスヒーポン保守点検業務、12条法定点検業務	3,645	
その他経費	保険料、手数料・その他、租税公課、本部経費	3,157	
支出計（B）		46,186	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

別紙３

令和２年度　佐野図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	29,601	
その他収入	コインコピーサービス	15	
収入計（A）		29,616	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	社員人件費、パート社員人件費、法定福利費、 事業運営・支援運営経費	27,786	
事務費 （管理費）	事務用品、新聞代、その他経費	1,815	
支出計（B）		29,601	
収支（C）＝（A）－（B）		15	

別紙３

令和２年度　江北図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	32,479	
その他の収入	コピー収入	50	
収入計（A）		32,529	

２　支出　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	常勤、アルバイト職員	28,908	
人件費	法定福利費、福利厚生費等	2,156	
事業費	図書館事業運営費	264	
事務費 （管理費）	リース、通信運搬費、新聞代、手数料等	1,151	
支出計（B）		32,479	
収支（C）＝（A）－（B）		50	

別紙３

令和２年度　江南コミュニティ図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	26,422	
その他の収入	コピー収入	50	
収入計（A）		26,472	

２　支出　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	常勤、アルバイト職員	22,704	
人件費	法定福利費、福利厚生費等	2,155	
事業費	図書館事業運営費	264	
事務費 （管理費）	リース、通信運搬費、開館準備費、新聞代、 その他手数料	1,299	
支出計（B）		26,422	
収支（C）＝（A）－（B）		50	

別紙３

令和２年度　新田コミュニティ図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	28,105	
その他収入	コインコピーサービス	30	
収入計（A）		28,135	

２　支出　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	社員人件費、パート社員人件費、法定福利費、事業運営、支援運営経費	26,477	
事務費（管理費）	事務用品、新聞代、その他経費等	1,628	
支出計（B）		28,105	
収支（C）＝（A）－（B）		30	

別紙３

令和２年度　興本図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	33,195	
その他の収入	コピー収入	50	
収入計（A）		33,245	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	常勤、アルバイト職員	29,641	
人件費	法定福利費、福利厚生費等	2,674	
事業費	図書館事業運営費	110	
事務費 （管理費）	リース、通信運搬費、新聞代等	770	
支出計（B）		33,195	
収支（C）＝（A）－（B）		50	

別紙３

令和２年度　伊興図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	31,834	
その他収入	コインコピーサービス	50	
収入計（A）		31,884	

２　支出　　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
人件費	社員人件費、パート社員人件費、法定福利費、 事業運営・支援運営経費	30,063	
事務費 （管理費）	事務用品、新聞代、その他経費等	1,771	
支出計（B）		31,834	
収支（C）＝（A）－（B）		50	

別紙３

令和２年度　鹿浜図書館の管理に係る収支計画書概要

１　収入　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
管理委託料	共益費、施設維持管理費、設備維持管理費、 什器賃借料、その他の経費（事務用品・通信費等）	28,729	
その他の収入	コピー代	100	
収入計（A）		28,829	

２　支出　（単位：千円）

項目	科目	金額	備考
施設維持管理経費	新聞代、賃借料、交通通信費、消耗品費	980	
事業運営、 支援運営経費	館長、副館長、社員、アルバイト、社会保険料、 教育訓練費	23,752	
施設管理経費	建物清掃、警備業務、自家用電気工作物保安管理業務、簡易専用水道検査、受水槽・高置水槽清掃及び水質検査、排水槽清掃及び保守点検、12条点検、空気環境測定業務、PCB調査	1,788	
その他経費	保険料、手数料・その他、租税公課、本部経費	2,309	
支出計（B）		28,829	
収支（C）＝（A）－（B）		0	

第６５号議案

足立区教育委員会規則の誤記載の訂正について

上記の議案を提出する。

令和元年１０月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区教育委員会規則の誤記載の訂正

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年足立区教育委員会規則第１０号）中「条例第１８条を」を「第１８条を」に訂正する。

足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年足立区教育委員会規則第１１号）中「条例第１８条を」を「第１８条を」に訂正する。

（提案理由）

足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年足立区教育委員会規則第１０号）及び足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年足立区教育委員会規則第１１号）の一部に誤記載があり、訂正する必要があるので、この議案を提出いたします。

第 ６ ５ 号 議 案 説 明 資 料

令和元年１０月１５日

件　　名	足立区教育委員会規則の誤記載の訂正について
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課
内　　容	１　提案理由 令和元年７月４日付第７回足立区教育委員会定例会に提出した、第３３号議案「足立区生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」（令和元年足立区教育委員会規則第１０号）及び第３４号議案「足立区地域学習センター条例施行規則の一部を改正する規則」（令和元年足立区教育委員会規則第１１号）の一部に誤記載があり、訂正する必要があるため。 ２　訂正箇所 （１）第３３号議案　１１行目 正）第１８条を第１９条とし、同条の前に次の１条を加える。 誤）条例第１８条を第１９条とし、同条の前に次の１条を加える。 （２）第３４号議案　１１行目 正）第１８条を第１９条とし、同条の前に次の１条を加える。 誤）条例第１８条を第１９条とし、同条の前に次の１条を加える。
今後の方針	議決後、区ホームページで周知を行う。

第６６号議案

足立区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年１０月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会非常勤職員規則（平成２４年足立区教育委員会規則第４号）の一部を次のように改正する。

第５条中第１号を削り、第２号を第１号とし、第３号を第２号とし、第４号を第３号とする。

付　則

この規則は、令和元年１２月１４日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第６６号議案説明資料

令和元年１０月１５日

件　　名	足立区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	１　改正の理由 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるため。 ２　主な改正内容（詳細は別紙「新旧対照表」を参照） 規則第５条中第１号「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、同条第２号から第４号までを１号ずつ繰り上げる。 ３　施行年月日 この規則は、令和元年１２月１４日から施行する。
今後の方針	

別紙

足立区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
第１条から第４条（省略）	第１条から第４条（現行のとおり）
第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。	第５条　次の各号のいずれかに該当する者は、職員となることができない。
（１）　成年被後見人又は被保佐人	（１）　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
（２）　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者	（２）　足立区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
（３）　足立区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者	（３）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（４）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者	
第６条から第１７条（省略）	第６条から第１７条（現行のとおり）
	付　則
	この規則は、令和元年１２月１４日から施行する。

第６７号議案

足立区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年１０月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

足立区子ども・子育て支援法施行細則（平成２６年教育委員会規則第１１号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第１条」を「第１条の５」に改める。

第４条の見出し中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第２項及び第３項中「第１条」を「第１条の５」に改める。

別表内閣府令条項の欄中「第１条」を「第１条の５」に改める。

付　則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、規則を改正する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第６７号議案説明資料

令和元年１０月１５日

件　　名	足立区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部　子ども施設入園課、子ども政策課
内　　容	足立区子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。 １　改正の理由 令和元年１０月１日付、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行に伴い、施行規則を改正する必要があるため。 ２　主な内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） 用語の改正 改正前：支給認定　／　改正後：教育・保育給付認定 ３　施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	条例改正と合わせて、区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

別紙

足立区子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
○足立区子ども・子育て支援法施行細則 平成26年10月16日教育委員会規則第11号 改正 平成30年８月14日教育委員会規則第６号 足立区子ども・子育て支援法施行細則を公布する。 足立区子ども・子育て支援法施行細則 足立区子ども・子育て支援法施行細則を次のように定める。 （趣旨） 第１条　この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （就労時間の下限） 第２条　内閣府令**第１条**第１号の規定により足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める時間は、48時間とする。 （保育必要量の認定） 第３条　法第20条第３項に規定する保育必要量は、保護者が該当する別表事由及び内閣府令条項の欄に定める事項に応じ、それぞれ保育必要量の欄に定める時間に認定する。ただし、保育標準時間に該当する保護者が保育短時間を希望する場合は、この限りでない。 ２　父母で保育必要量が異なる場合は、保育短時間に認定する。 （**支給認定**の有効期間） 第４条　内閣府令第８条第４号ロの規定により教育委員会が定める期間は、90日とする。 ２　内閣府令第８条第６号及び第12号の規定により教育委員会が定める期間は、内閣府令**第１条**第９号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。	○足立区子ども・子育て支援法施行細則 平成26年10月16日教育委員会規則第11号 改正 平成30年８月14日教育委員会規則第６号 足立区子ども・子育て支援法施行細則を公布する。 足立区子ども・子育て支援法施行細則 足立区子ども・子育て支援法施行細則を次のように定める。 （趣旨） 第１条　この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「内閣府令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 （就労時間の下限） 第２条　内閣府令**第１条の５**第１号の規定により足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める時間は、48時間とする。 （保育必要量の認定） 第３条　法第20条第３項に規定する保育必要量は、保護者が該当する別表事由及び内閣府令条項の欄に定める事項に応じ、それぞれ保育必要量の欄に定める時間に認定する。ただし、保育標準時間に該当する保護者が保育短時間を希望する場合は、この限りでない。 ２　父母で保育必要量が異なる場合は、保育短時間に認定する。 （**教育・保育給付認定**の有効期間） 第４条　内閣府令第８条第４号ロの規定により教育委員会が定める期間は、90日とする。 ２　内閣府令第８条第６号及び第12号の規定により教育委員会が定める期間は、内閣府令**第１条の５**第９号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。

改　正　前	改　正　後
3　内閣府令第８条第７号及び第13号の規定により教育委員会が定める期間は、内閣府令**第１条**第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。	3　内閣府令第８条第７号及び第13号の規定により教育委員会が定める期間は、内閣府令**第１条の５**第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。
（様式）	（様式）
第５条　法及び内閣府令における書類の様式は、別に定める。	第５条　法及び内閣府令における書類の様式は、別に定める。
付　則	付　則
この規則は、法の施行の日から施行する。	この規則は、法の施行の日から施行する。
付　則（平成30年８月14日教委規則第６号）	付　則（平成30年８月14日教委規則第６号）
（施行期日）	（施行期日）
1　この規則は、公布の日から施行する。	1　この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2　この規則による改正後の足立区子ども・子育て支援法施行細則第３条第１項の規定は、平成31年４月１日以後の保育所への入所に係る利用調整について適用し、同日前の入所に係る利用調整については、なお従前の例による。	2　この規則による改正後の足立区子ども・子育て支援法施行細則第３条第１項の規定は、平成31年４月１日以後の保育所への入所に係る利用調整について適用し、同日前の入所に係る利用調整については、なお従前の例による。
	付　則（令和元年年10月　日教育委員会規則第　号
	この規則は、公布の日から施行する。
別表（第３条関係）	別表（第３条関係）

事由	内閣府令条項	保育必要量
就労	**第１条**第１号	保育標準時間
妊娠・出産	**第１条**第２号	保育標準時間
保護者の疾病・障がい	**第１条**第３号	保育標準時間
同居親族の介護・看護	**第１条**第４号	保育標準時間
災害復旧	**第１条**第５号	保育標準時間
求職活動	**第１条**第６号	保育標準時間
就学・職業訓練	**第１条**第７号	保育標準時間
虐待又は配偶者からの暴力のおそれ	**第１条**第８号	保育標準時間

事由	内閣府令条項	保育必要量
就労	**第１条の５**第１号	保育標準時間
妊娠・出産	**第１条の５**第２号	保育標準時間
保護者の疾病・障がい	**第１条の５**第３号	保育標準時間
同居親族の介護・看護	**第１条の５**第４号	保育標準時間
災害復旧	**第１条の５**第５号	保育標準時間
求職活動	**第１条の５**第６号	保育標準時間
就学・職業訓練	**第１条の５**第７号	保育標準時間
虐待又は配偶者からの暴力のおそれ	**第１条の５**第８号	保育標準時間

改　正　前			改　正　後		
育児休業	**第１条**第９号	保育短時間	育児休業	**第１条の５**第９号	保育短時間
教育委員会特例	**第１条**第10号	保育標準時間	教育委員会特例	**第１条の５**第10号	保育標準時間

第６８号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和元年１０月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　定　野　　司

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則（平成２７年教育委員会規則第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「条例別表第５及び第８に定める公立幼稚園・公立認定こども園（短時間利用）に係る利用者負担額並びに条例第６条の２に定める」を「条例第７条に定める区が設置する特定教育・保育施設のうち、」に改める。

第５条第１項中「支給認定子どもごとに」及び「及び別表第２」を削り、同条２項及び第４項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第９条を第１０条とし、第８条中「条例別表第１０」を「条例別表第５及び別表第６」に改め、同条を第９条とし、第７条を第８条とし、第６条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（食事の提供に要する費用の免除）

第６条　足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年足立区条例第５５号。以下この項において「運営に関する基準条例」という。）第１３条第４項第３号カに規定する食事の提供は、次の各号に掲げるものとする。

（１）　第５条の規定による利用者負担の減額後の利用者負担額が月額４，５００円を下回る場合における食事の提供

（２）　次に掲げる者が同一の世帯に３人以上いる場合に対する副食の提供（運営に関する基準条例第１３条第４項第３号ア及びイに該当するものを除く。）

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第１９条第１項第２号に掲げる小学校就学前子ども（３歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）に該当する教育・保育給付認定子ども　特定被監護者等のうち最年長者から３番目以降の子どもである者

２　前項の規定を適用する期間は、別表第１及び別に定めるところによる。

別表第１を削り、別表第２を別表第１とし、別表第３を別表第２とする。

付　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、令和元年１０月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、令和元年９月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。

（提案理由）

令和元年度足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会の答申を受け、利用者負担額を変更する必要があるので、この規則案を提出いたします。

第６８号議案説明資料

令和元年１０月１５日

件　　名	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則
所管部課名	子ども家庭部　子ども施設入園課、子ども政策課
内　　容	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。 １ 改正の理由 令和元年１０月１日付、「足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例」の施行に伴い、利用者負担に関する条例施行規則を改正する必要があるため。 ２ 主な内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり） （１）給食費（食材料費相当分）の免除 ア　令和元年９月１日までに、保育料の減額申請を行った後の保育料が４，５００円を下回る子ども（保育料減額適用期間満了までの経過措置） イ　子どもの数が３人目以降の子ども（特定被監護者等のうち最年長者から数えて３番目以降の子ども） （２）用語の改正 改正前：支給認定　／　改正後：教育・保育給付認定 ３　施行年月日 公布の日から施行する。
今後の方針	条例改正と合わせて、区民、保育施設等関係機関に周知し、円滑な運用を行う。

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則　新旧対照表（案）

別紙

改　正　前	改　正　後
○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則 平成27年４月１日教育委員会規則第17号 改正 平成28年３月15日教育委員会規則第７号 平成28年３月31日教育委員会規則第12号 平成28年７月21日教育委員会規則第15号	○足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則 平成27年４月１日教育委員会規則第17号 改正 平成28年３月15日教育委員会規則第７号 平成28年３月31日教育委員会規則第12号 平成28年７月21日教育委員会規則第15号 **令和元年　月　日教育委員会規則第　号**
足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則を公布する。	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則を公布する。
足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則	足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則
（趣旨） 第１条　この規則は、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例（平成27年足立区条例第37号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。
（負担能力の確認） 第２条　足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、利用者負担を決定するに当たっては、利用者の同意を得た上で、当該利用者の属する世帯の負担能力の確認を行う。 ２　前項の確認ができない場合の利用者負担の決定については、別に定めるところによる。	（負担能力の確認） 第２条　足立区教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、利用者負担を決定するに当たっては、利用者の同意を得た上で、当該利用者の属する世帯の負担能力の確認を行う。 ２　前項の確認ができない場合の利用者負担の決定については、別に定めるところによる。
（利用者負担の決定） 第３条　月額の利用者負担は、月の初日現在に利用している場合は当月分全額とする。 ２　月の中途から利用を開始したときその他教育委員会が認めたときの利用	（利用者負担の決定） 第３条　月額の利用者負担は、月の初日現在に利用している場合は当月分全額とする。 ２　月の中途から利用を開始したときその他教育委員会が認めたときの利用

改　正　前	改　正　後
者負担は、別に定める。 （利用者負担額の納入） 第４条　**条例別表第５及び第８に定める公立幼稚園・公立認定こども園（短時間利用）に係る利用者負担額並びに条例第６条の２に定める**区立認定こども園（短時間利用）の給食費については、８月は納付を要しない。 （利用者負担の減免） 第５条　条例第９条の規定による利用者負担の減額は、**支給認定子どもごと**に別表第１**及び別表第２**に定めるところによる。 ２　前項に規定するもののほか、減免の申請に係る**支給認定子ども**が、１号認定子どもにあってはＢ階層（特別区（市町村）民税均等割課税世帯に限る。）及びＣ階層、２号若しくは３号認定こどもにあってはＣ階層及びＤ階層である場合であって、利用者が次に掲げる者であるときの利用者負担額の減額は、当該各号に定めるところにより算定して得られた特別区（市町村）民税（当該申請に係る利用者負担が４月から８月までの月分にあっては前年度分のものとし、９月から翌年３月までの月分にあっては当該年度分のものとする。）に対応する階層に適用される額に減額する。 （１）　地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであって母となったことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族（子に限る。）又はその者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同イに該当する者　当該者を同号イに定める寡婦とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額 （２）　地方税法第292条第１項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであって父となったことのある男	者負担は、別に定める。 （利用者負担額の納入） 第４条　**条例第７条に定める区が設置する特定教育・保育施設のうち、**区立認定こども園（短時間利用）の給食費については、８月は納付を要しない。 （利用者負担の減免） 第５条　条例第９条の規定による利用者負担の減額は、**別表第１に定めるところによる。** ２　前項に規定するもののほか、減免の申請に係る**教育・保育給付認定子ども**が、１号認定子どもにあってはＢ階層（特別区（市町村）民税均等割課税世帯に限る。）及びＣ階層、２号若しくは３号認定こどもにあってはＣ階層及びＤ階層である場合であって、利用者が次に掲げる者であるときの利用者負担額の減額は、当該各号に定めるところにより算定して得られた特別区（市町村）民税（当該申請に係る利用者負担が４月から８月までの月分にあっては前年度分のものとし、９月から翌年３月までの月分にあっては当該年度分のものとする。）に対応する階層に適用される額に減額する。 （１）　地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第１項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻をしたことがないものであって母となったことのある女子」と、「扶養親族その他その者と生計を一にする親族」とあるのを「扶養親族（子に限る。）又はその者と生計を一にする親族（子に限る。）」と読み替えた場合において、同イに該当する者　当該者を同号イに定める寡婦とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額 （２）　地方税法第292条第１項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死が明らかでない者で政令で定めるもの」を「婚姻をしたことがないものであって父となったことのある男

改　正　前	改　正　後
子」と読み替えた場合において、同号に該当する者　当該者を同号に定める寡夫とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額	子」と読み替えた場合において、同号に該当する者　当該者を同号に定める寡夫とみなして、同法に定める特別区（市町村）民税を算定して得られた額
3　前項の規定の適用を受ける者の第１項の規定の適用については、前項の規定を適用した後の階層区分及び特別区（市町村）民税額を、当該者の階層区分及び特別区（市町村）民税額とみなして、別表第１及び別表第２の規定を適用する。	3　前項の規定の適用を受ける者の第１項の規定の適用については、前項の規定を適用した後の階層区分及び特別区（市町村）民税額を、当該者の階層区分及び特別区（市町村）民税額とみなして、別表第１及び別表第２の規定を適用する。
4　条例第９条の規定による利用者負担の免除は、支給認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降２箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。	4　条例第９条の規定による利用者負担の免除は、教育・保育給付認定子どもが傷病等のため一時的に保育の利用ができなくなった場合において、原則として申請のあった日以降２箇月を限度として保育の利用を停止した期間について行う。
	（食事の提供に要する費用の免除） 第６条　足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年足立区条例第５５号。以下この項において「運営に関する基準条例」という。）第13条第４項第３号カに規定する食事の提供は、次の各号に掲げるものとする。 （１）　第５条の規定による利用者負担の減額後の利用者負担額が月額４，５００円を下回る場合における食事の提供 （２）　次に掲げる者が同一の世帯に３人以上いる場合に対する副食の提供（運営に関する基準条例第１３条第４項第３号ア及びイに該当するものを除く。） 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子ども（３歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者及び特別利用教育を受ける者を除き、特別利用保育を受ける者を含む。）に該当する教育・保育給付認定子ども　特定被監護者等のうち最年長者から３番目以降の子どもである者
	2　前項の規定を適用する期間は、別表第１及び別に定めるところによる。

改　正　前	改　正　後
（他の区市町村への利用者負担の通知） 第６条　区の区域内に住所を有する支給認定子どもが、他の区市町村における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該子どもに係る利用者負担を、当該施設及び事業を所管する区市町村に通知する。	（他の区市町村への利用者負担の通知） 第７条　区の区域内に住所を有する教育・保育給付認定子どもが、他の区市町村における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する場合には、当該子どもに係る利用者負担を、当該施設及び事業を所管する区市町村に通知する。
（特別区民税課税額の算出） 第７条　条例別表第１備考第１項第２号に規定する規則で定める法令の規定は、地方税法第314条の７から第314条の９まで並びに附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第６項の規定とする。	（特別区民税課税額の算出） 第８条　条例別表第１備考第１項第２号に規定する規則で定める法令の規定は、地方税法第314条の７から第314条の９まで並びに附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第６項の規定とする。
（食事又は間食の費用） 第８条　条例別表第10に規定する規則で定める額は、別表第３に定めるとおりとする。	（食事又は間食の費用） 第９条　条例別表第５及び別表第６に規定する規則で定める額は、別表第２に定めるとおりとする。
（委任） 第９条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。	（委任） 第10条　この規則の施行について必要な事項は、別に定める。
付　則	付　則
（施行期日） １　この規則は、平成27年４月１日から施行する。	（施行期日） １　この規則は、平成27年４月１日から施行する。
（利用者負担額の減額に係る調整） ２　条例付則第２条から第７条までの規定による措置の適用を受けている利用者に係る利用者負担額（以下「措置による負担額」という。）が、措置を適用せず、かつ、第５条第１項の規定による減額を適用した場合の利用者負担額（以下「減額による負担額」という。）を下回ったときは、同項の規定による減額を適用しない。 ３　第５条第１項の規定にかかわらず、措置による負担額が、減額による負担額を上回ったときは、措置による負担額から減額による負担額を減じて得た額を同項の規定による減額の額として適用する。	（利用者負担額の減額に係る調整） ２　条例付則第２条から第７条までの規定による措置の適用を受けている利用者に係る利用者負担額（以下「措置による負担額」という。）が、措置を適用せず、かつ、第５条第１項の規定による減額を適用した場合の利用者負担額（以下「減額による負担額」という。）を下回ったときは、同項の規定による減額を適用しない。 ３　第５条第１項の規定にかかわらず、措置による負担額が、減額による負担額を上回ったときは、措置による負担額から減額による負担額を減じて得た額を同項の規定による減額の額として適用する。
（足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部改正） ４　足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成23年足立区教	（足立区における保育の利用等に関する条例施行規則の一部改正） ４　足立区における保育の利用等に関する条例施行規則（平成23年足立区教

改　正　前	改　正　後
育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） （足立区立認定こども園条例施行規則の一部改正） ５　足立区立認定こども園条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付　則（平成28年３月15日教委規則第７号） （施行期日） １　この規則は、平成28年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この規則による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則第５条の規定は、平成28年４月以後の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担額について適用し、同年３月以前の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。 付　則（平成28年３月31日教委規則第12号） この規則は、平成28年４月１日から施行する。 付　則（平成28年７月21日教委規則第15号） （施行期日等） １　この規則は、公布の日から施行する。 ２　改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、平成28年４月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、平成28年３月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。	育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） （足立区立認定こども園条例施行規則の一部改正） ５　足立区立認定こども園条例施行規則（平成23年足立区教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） 付　則（平成28年３月15日教委規則第７号） （施行期日） １　この規則は、平成28年４月１日から施行する。 （経過措置） ２　この規則による改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則第５条の規定は、平成28年４月以後の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担額について適用し、同年３月以前の月分の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び認可外保育施設の利用に係る利用者負担については、なお従前の例による。 付　則（平成28年３月31日教委規則第12号） この規則は、平成28年４月１日から施行する。 付　則（平成28年７月21日教委規則第15号） （施行期日等） １　この規則は、公布の日から施行する。 ２　改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、平成28年４月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、平成28年３月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。 **付　則（令和元年　月　日教育委員会規則第　号）** **（施行期日等）** **１　この規則は、公布の日から施行する。**

改　正　前	改　正　後
	2　改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例施行規則の規定は、令和元年10月分以後の利用者負担額に係る申請について適用し、令和元年９月分までの利用者負担額に係る申請については、なお従前の例による。
別表第１（第５条関係） １号認定子ども	（削除）

階層区分	条件番号	条件	適用される額（附加基準は適用しない）
B階層	1	その世帯の収入額が生活保護法（昭和25年法律第144号）による基準に満たないとき。	A階層に適用する額
	2	条件番号１により難いもので、教育委員会が特に調査のうえ必要と認めたとき。	

別表第２（第５条関係）
２号又は３号認定子ども

階層区分	条件番号	条件	適用される額（附加基準は適用しない）
B階層、C階層及びD階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月分のみ）
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	A階層に適用する額
C階層及びD階層	3	地方税法第15条又は課税団体の条例において前年度又は当該年度分	①　C階層についてはB階層に適用する額 ②　Dの１及び２階層につ

別表第１（第５条関係）
２号又は３号認定子ども

階層区分	条件番号	条件	適用される額（附加基準は適用しない）
B階層、C階層及びD階層	1	生活保護法による保護を受けたとき。	A階層に適用する額（当月分のみ）
	2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	A階層に適用する額
C階層及びD階層	3	地方税法第15条又は課税団体の条例において前年度又は当該年度分	①　C階層についてはB階層に適用する額 ②　Dの１及び２階層につ

改正前					改正後				
		の特別区（市町村）民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき。	いてはＣ階層に適用する額 ③　Ｄの３階層以上については３階層低位に適用する額				の特別区（市町村）民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき。	いてはＣ階層に適用する額 ③　Ｄの３階層以上については３階層低位に適用する額	
Ｂ階層及びＣ階層	4	その年に前年の所得額の10分の１を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。	①　Ｂ階層についてはＡ階層に適用する額 ②　Ｃ階層についてはＢ階層に適用する額		Ｂ階層及びＣ階層	4	その年に前年の所得額の10分の１を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。	①　Ｂ階層についてはＡ階層に適用する額 ②　Ｃ階層についてはＢ階層に適用する額	
	5	その年に前年の所得額の100分の５又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。）。				5	その年に前年の所得額の100分の５又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。）。		
	6	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。				6	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき、又はその年の主たる稼働者が失業したとき。		
Ｄ階層	7	その年に前年の所得額	特別区（市町	仮定特別区	Ｄ階層	7	その年に前年の所得額	特別区（市町	仮定特別区

改正前					改正後				
			の10分の１を超える災害又は盗難若しくは横領による損失（損害保険金等で補てんされる金額を控除する。）を生じたとき（損失額の認定及び災害の範囲は地方税法の例による。）。	村）民税所得割額（４月から８月までの月分の利用者負担額にあっては前年度分のものとし、９月から翌年３月までの月分の利用者負担額にあっては当該年度分のものとする。以下同じ。）を右記の算式のとおり仮定し、仮定した特別区（市町村）民税所得割額に対応する階層に適用される額（仮定特別区（市町村）民税所得割額が０円以下のときはＢ階層	（市町村）民税所得割額＝特別区（市町村）民税所得割額－（損害金額－保険金等で補てんされる金額－前年の所得額の10分の１）×階層ごとに次に定める値 ①Ｄの１から８階層 0.3 ②Ｄの９から13階層 0.25 ③Ｄの14から16階層 0.2 ④Ｄの17から19階層 0.15 ⑤Ｄの20階層以上 0.1
		８	その年に前年の所得額	に適用する	仮定特別区		８	その年に前年の所得額	に適用する	仮定特別区

改　正　前				改　正　後			
			の100分の５又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。）。	（市町村）民税所得割額＝｛特別区（市町村）民税所得割額－｛支払った医療費－保険金等で補てんされる金額－特別区（市町村）民税額の100分の５（当該金額が地方税法に定める最高限度額を超える場合にはその最高限度額）｝×階層ごとに次に定める値 ①Ｄの１から８階層 0.3 ②Ｄの９から13階層 0.25 ③Ｄの14から16階層			の100分の５又は地方税法に定める最高限度額を超える医療費（保険金等で補てんされる金額を控除する。）を支出したとき（医療費の認定及びその範囲は地方税法の例による。）。	（市町村）民税所得割額＝｛特別区（市町村）民税所得割額－｛支払った医療費－保険金等で補てんされる金額－特別区（市町村）民税額の100分の５（当該金額が地方税法に定める最高限度額を超える場合にはその最高限度額）｝×階層ごとに次に定める値 ①Ｄの１から８階層 0.3 ②Ｄの９から13階層 0.25 ③Ｄの14から16階層

改正前					改正後				
				0.2 ④Ｄの17から19階層 0.15 ⑤Ｄの20階層以上 0.1					0.2 ④Ｄの17から19階層 0.15 ⑤Ｄの20階層以上 0.1
		9	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。	仮定特別区（市町村）民税所得割額＝特別区（市町村）民税所得割額－（扶養控除額×増加人員）×階層ごとに次に定める値 ①Ｄの１から８階層 0.3 ②Ｄの９から13階層 0.25 ③Ｄの14から16階層 0.2 ④Ｄの17から19階層			9	その年に稼働能力のない世帯員が増加したとき。	仮定特別区（市町村）民税所得割額＝特別区（市町村）民税所得割額－（扶養控除額×増加人員）×階層ごとに次に定める値 ①Ｄの１から８階層 0.3 ②Ｄの９から13階層 0.25 ③Ｄの14から16階層 0.2 ④Ｄの17から19階層

改正前				
				0.15 ⑤Ｄの20階層以上 0.1
	10	その年の主たる稼働者が失業したとき。		仮定特別区（市町村）民税所得割額＝（その世帯の特別区（市町村）民税所得割額－その者の特別区（市町村）民税所得割額＋退職所得に係る特別区(市町村)民税額)
Ｂ階層、Ｃ階層及びＤ階層	11	その世帯の前３箇月の平均収入額（賞与を除く。）が前年の平均収入月額（賞与を除く。）より１割以上低額と認められるとき。	１階層低位に適用する額（１階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額) ※適用期間は３箇月を限度とする。	
Ｄ階層（ただし、条例第６条の３第２項から	12	生計を一にする世帯に２人以上の小学校就学前子どもがいて、当該小学校就学前子どもらの	条例第５条第１項及び第３項の規定に準じ、算定した額	

改正後				
				0.15 ⑤Ｄの20階層以上 0.1
	10	その年の主たる稼働者が失業したとき。		仮定特別区（市町村）民税所得割額＝（その世帯の特別区（市町村）民税所得割額－その者の特別区（市町村）民税所得割額＋退職所得に係る特別区(市町村)民税額)
Ｂ階層、Ｃ階層及びＤ階層	11	その世帯の前３箇月の平均収入額（賞与を除く。）が前年の平均収入月額（賞与を除く。）より１割以上低額と認められるとき。	１階層低位に適用する額（１階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額) ※適用期間は３箇月を限度とする。	
Ｄ階層（ただし、条例第６条の３第２項から	12	生計を一にする世帯に２人以上の小学校就学前子どもがいて、当該小学校就学前子どもらの	条例第５条第１項及び第３項の規定に準じ、算定した額	

改正前			
第４項までに該当する世帯を除く。）		うち年長の子どもが幼稚園（特定教育・保育施設を除く。）、特別支援学校の幼稚部、若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通い、在学し、若しくは在籍し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている場合で、当該小学校就学前子どもらのうち年長でない子どもが特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を利用しているとき。	
Ｂ階層、Ｃ階層及びＤ階層	13	条件番号１から12までの各号により難いもので、教育委員会が特に調査のうえ必要と認めたとき。	２階層低位に適用する額の範囲内で認定した額（２階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額）

備考

この表の条件番号９における仮定特別区（市町村）民税所得割額の算出に用いる扶養控除額は、地方税法に定める扶養控除額を適用する。ただし、同法に扶養控除額の定めがない扶養親族に係る控除額は、33万円とする。

別表第３（第８条関係）

特別保育区分	階層区分	内容	１食当たりの負担

改正後			
第４項までに該当する世帯を除く。）		うち年長の子どもが幼稚園（特定教育・保育施設を除く。）、特別支援学校の幼稚部、若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に通い、在学し、若しくは在籍し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を受けている場合で、当該小学校就学前子どもらのうち年長でない子どもが特定教育・保育施設、認可外保育施設又は特定地域型保育事業を利用しているとき。	
Ｂ階層、Ｃ階層及びＤ階層	13	条件番号１から12までの各号により難いもので、教育委員会が特に調査のうえ必要と認めたとき。	２階層低位に適用する額の範囲内で認定した額（２階層低位に適用してもなお減額されない場合は最初に減額されるまで順次低位に適用する額）

備考

この表の条件番号９における仮定特別区（市町村）民税所得割額の算出に用いる扶養控除額は、地方税法に定める扶養控除額を適用する。ただし、同法に扶養控除額の定めがない扶養親族に係る控除額は、33万円とする。

別表第２（第８条関係）

特別保育区分	階層区分	内容	１食当たりの負担

改　正　前			
			額
一時延長保育	全ての階層	食事に要する費用	500円
一時保育	全ての階層	食事に要する費用	250円
		間食に要する費用	50円

改　正　後			
			額
一時延長保育	全ての階層	食事に要する費用	500円
一時保育	全ての階層	食事に要する費用	250円
		間食に要する費用	50円

第６９号議案

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について

上記の議案を提出する。

令和元年１０月１５日

提出者　　足立区教育委員会教育長　　定　野　　司

旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について

旅館業の営業許可を行うにあたり、足立区足立保健所長より教育委員会の意見を求められたので、これに異議ないものとする。

（提案理由）

旅館業法第３条第４項の規定により、足立区足立保健所長より意見を求められたので、この案を提出いたします。

第６９号議案説明資料

令和元年１０月１５日

件　　名	旅館業営業許可に関する教育委員会の意見について
所管部課名	教育指導部教育政策課
内　　容	１　提案理由 旅館業の営業許可について、旅館業法第３条第１項の規定により特別区においては区長が行うこととされている。【足立区保健所長委任規則（昭和50年規則第29号）で足立保健所長に委任】 この許可を行うにあたり、当該施設から約３０メートルの位置に梅島小学校が存在するため、旅館業法第３条第４項の規定に基づき、足立保健所長より意見を求められたものである。 旅館業法第３条第４項（要約） 区長は、旅館業の営業許可を与える際、当該施設の周囲おおむね１００メートルの区域内に学校等があるときは、その施設の設置によって環境が著しく害されるおそれがないかどうか、学校を設置する教育委員会の意見を求めなければならない。 ２　施設概要 （１）所在地　足立区梅田八丁目２番１４号ＧＬビルⅡ５Ｆ （２）申請者　伊藤　進 （３）営業種別　旅館・ホテル営業 （４）名称　ホテルＧＬビルⅡ （５）間取り、施設の外形　別紙図面のとおり （６）当該学校までの距離　約３０メートル
今後の方針	議決後、足立保健所長へ回答する。

３１足足保生収第１５７８-1号
令 和 元 年 １ ０ 月 ２ 日

足 立 区 教 育 委 員 会　様

足立区足立保健所長
寺西　新

旅館業営業許可申請について（照会）

貴職の所管する、足立区立梅島小学校（住所：足立区梅田七丁目３５番１号）付近で下記のとおり旅館業営業許可申請がありました。つきましては、旅館業法第３条第４項の規定により、当該施設の許可について貴職のご意見を回答願います。

記

１　申請地　　東京都足立区梅田八丁目２番１４号ＧＬビルⅡ５Ｆ

２　申請者　　グローバルエステート株式会社　代表取締役　伊藤　進

３　営業種別及び名称　　旅館・ホテル営業　　ホテルＧＬビルⅡ

４　新設・譲渡の別　　新設　※既存施設を利用

５　施設概要　　別図のとおり
（付近見取図、平面図、立面図（写真で代用））

６　施設との距離　　約３０メートル

７　参　　考
許可後すぐに営業開始予定

別紙1

ゼンリン住宅地図プリントサービス

東京都足立区梅田８丁目３－１３

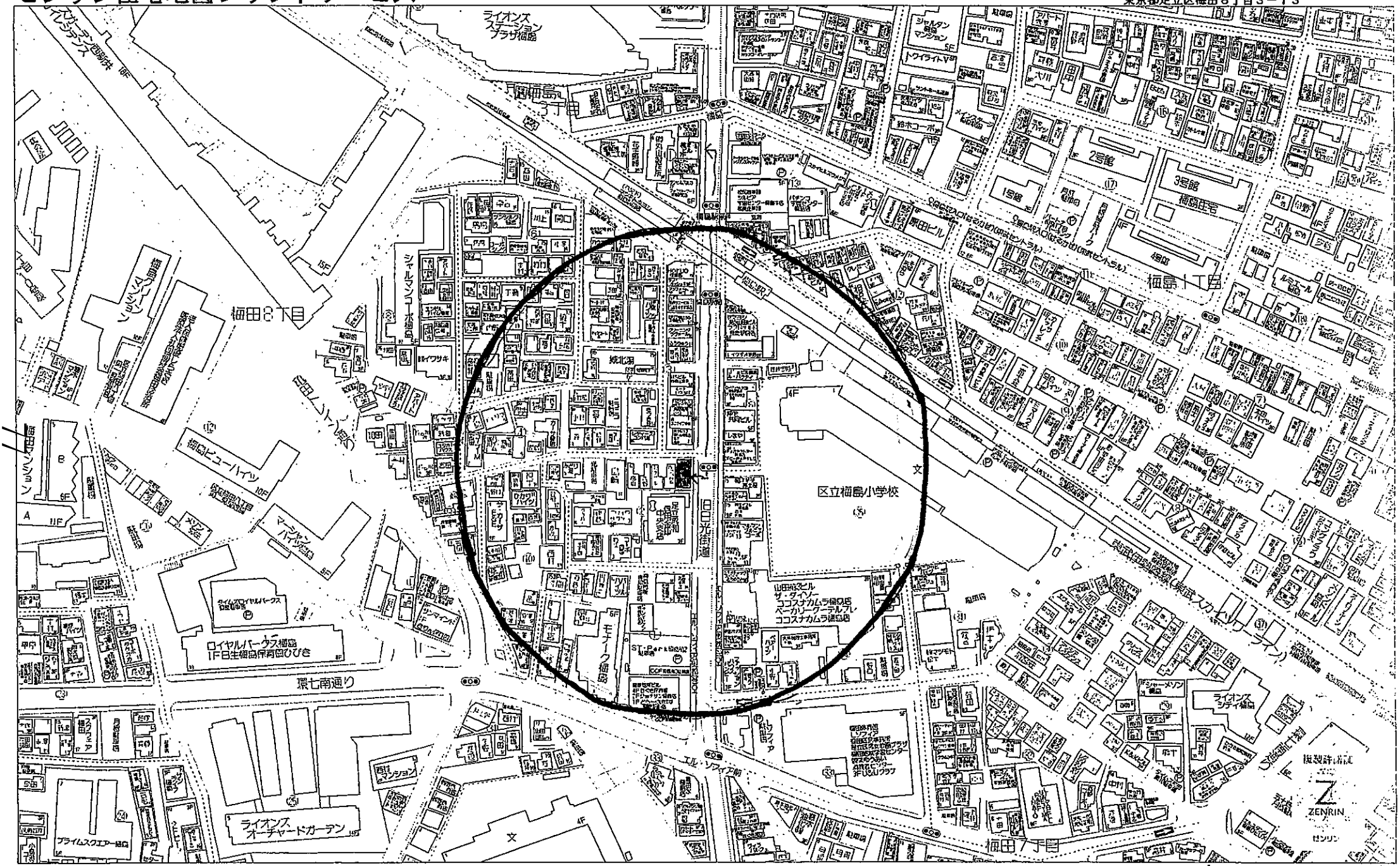

お客様は、以下の条件にご同意頂いた場合にのみこの地図をご使用になれます。
●この地図が、株式会社ゼンリンの著作物であること。従って、この地図の全部または一部の複写、複製、加工その他の利用を行わないこと。
●この地図の全部または一部を有償無償及び方法の如何を問わず、譲渡、貸与、使用許諾、送信その他第三者に利用させないこと。
●印刷物が、必ずしもお客様特定の使用目的または要求を満たすものではなく、また全てが正確または完全ではないこと、印刷物が判読しにくい可能性があること、及び当社はこれらの事情があったとしても印刷物の交換・修補・代金返還その他の責任を負わないこと。
●この地図に関してお客様に負う損害賠償責任は、債求原因の如何を問わず、故意または重過失がある場合を除き、直接かつ通常の損害の賠償に限られ、また、お客様がお支払いになった本サービスの対価の額を限度とすること。

（株）ゼンリン カスタマーサポートセンター 0120－210－616

受付時間 ： 月～土 9：30～17：30 （祝日、弊社指定休日を除く）

100m

(C) ZENRIN CO., LTD.

旅館業構造設備の概要（1）

幼稚園、学校、児童福祉施設、社会教育に関する施設、その他の施設からの距離

面積	敷地面積 116.78 ㎡	建築面積 70.51 ㎡	延べ面積 500.81 ㎡	旅館業該当面積 41.17 ㎡
建築物の構造等種類	RC造・(S造)・SRC造・木造モルタル・その他（　　）			
	地上 7 階、地下 — 階建て・使用部分 5 階			
出入口	玄関帳場（フロント） ㎡	ロビー ㎡	下駄箱 有（玄関・室内）・(なし)	

※各客室の面積・有効面積・トイレの数・浴室の面積・洗面の数・定員数等の一覧表は別に添付すること

	階 / 寝台等	5 階	階	階	階
客室	寝台(有)無)	32.32 ㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	1 室 8 名	室 名	室 名	室 名
3232㎡	寝台(有・無)	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
1室	寝台(有・無)	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
8名	寝台(有・無)	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	寝台(有・無)	㎡	㎡	㎡	㎡
	個室・共用	室 名	室 名	室 名	室 名
	各階合計	㎡ 室 名	㎡ 室 名	㎡ 室 名	㎡ 室 名
便所	階数	5 階	階	階	階
	共用	男 か所	男 か所	男 か所	男 か所
		大 個	大 個	大 個	大 個
		小 個	小 個	小 個	小 個
		女 か所 個	女 か所 個	女 か所 個	女 か所 個
	個室専用	1 個	個	個	個
	だれでもトイレ	階 か所			

旅館業構造設備の概要（２）

共用洗面所	階数	5 階	階	階	階
	か所数	0 か所	か所	か所	か所
	混合水栓	個	個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
個室洗面所	階数	5 階	階	階	階
	か所数	1 か所	か所	か所	か所
	混合水栓	1 個	個	個	個
	湯栓	個	個	個	個
	水栓	個	個	個	個
浴室	共用（浴槽：有・無）			個室専用（浴槽 (有)・無）	
	同時に複数人使用（可・不可）	階（男・女） ㎡ 混合水栓 個 湯栓 個 水栓 個 脱衣室面積 ㎡		5 階 / か所 脱衣所（有・(無)） 階 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） 階 か所 脱衣所（有・無） ※面積は別紙のとおり	
		階（男・女） ㎡ 混合水栓 個 湯栓 個 水栓 個 脱衣室面積 ㎡			
その他の室	調理場 ㎡	食堂 ㎡	事務室 ㎡	従業員室 ㎡	
暖房の種類	エアコン・その他（ ）				
ガス設備	ガス設備がある客室 0 室	客室専用の元栓がある客室 0 室			
寝具格納設備	1 か所（ 5 階、 階、 階）				
営業所	名称：グローバルエステート(株) 所在地：(元)梅島 3-1-5	電話：03-5845-8357			
玄関帳場の代替設備	別紙のとおり				
照明設備系統	別紙図面のとおり				
給排水設備系統	別紙図面のとおり				
機械換気設備系統	別紙図面のとおり				
調理・飲料用の使用水	上水（(直結)・専用水道・簡易専用水道・小規模給水施設） 貯水槽有効容量 ㎡				
調理・飲用以外の井戸の使用	有（用途： ）・(無) 井水用貯水槽 有・無 貯水槽有効容量 ㎡ 消毒薬使用 有・無 自動滅菌機 有・無				
その他の設備	貯湯槽 有（設定温度 ℃）・(無) 循環式風呂 有※・(無) 循環式浴槽の表示 有・(無) 浴槽循環系統数 （ ）系統 気泡発生装置 有（ か所）・(無) 露天風呂 有・(無) ※循環式風呂がある場合は、系統図を添付				
建築基準法関係	☑ 建築基準法関係規定に適合しています。				

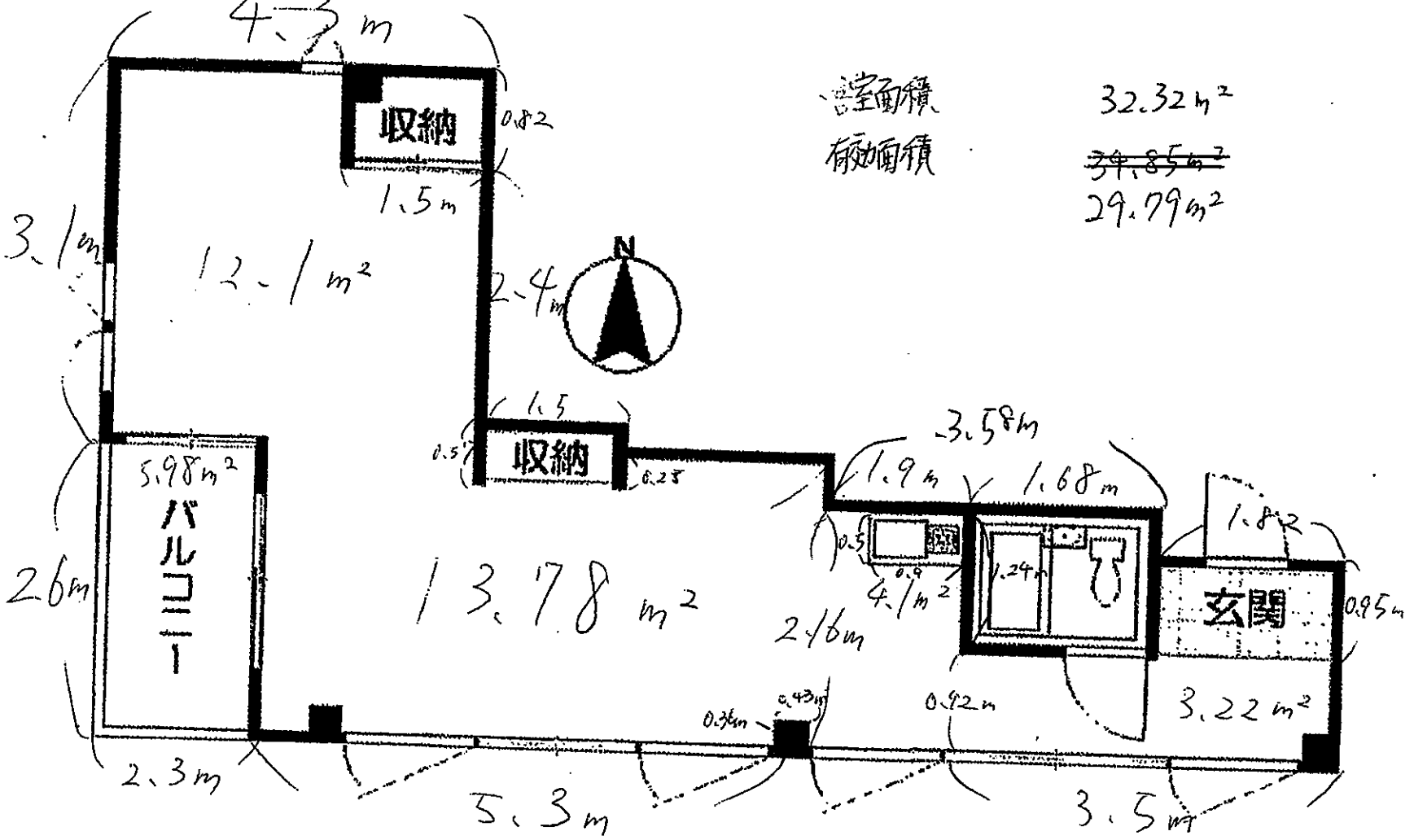

壁面積　32.32m²

~~有効面積　29.85m²~~

有効面積　29.79m²

ベッドの設置場所平面図

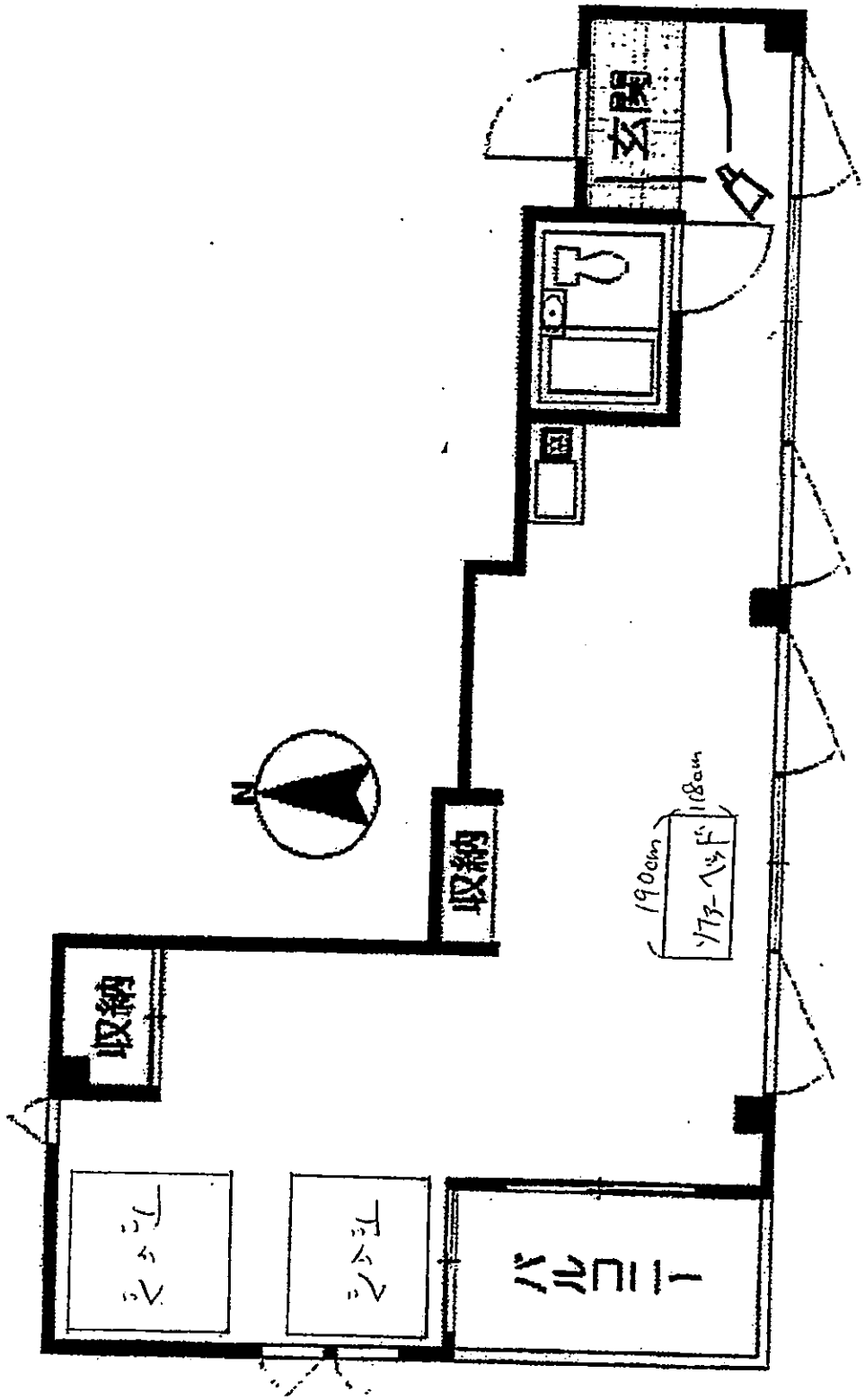

GLビル

足立保健所生活衛生課
収受
-1.9.-3
足立保生

東側り

当ビル
3F
受付
レフアうめじま整骨院
スポーツ障害 / 産後骨盤矯正
03-3840-8723
入口
こちら
吉野家
YOSHINOYA
テイクアウト
全品80円引き

北側

南側から

北西側

建物入口

【保健所の見解】

令和元年８月２６日付で申請のあった施設について、令和元年９月２７日及び１０月１日に、申請書の内容に基づき、実地検査を行った。申請書どおりの構造設備であることを確認した。

書類審査及び実地検査において、関係衛生法規に適合し、旅館業営業の許可をするにあたり支障なきものと判断する。

教　育　委　員　会　報　告

令和元年１０月１５日

件　　名	令和２年度区立学校等の入学式・卒業式等の日程について
所管部課名	教育指導部教育政策課 子ども家庭部子ども施設運営課
内　　容	令和２年度区立学校等入学式・卒業式等の日程について報告する。 １　入学式、入園式 ・　小学校　令和２年４月６日（月）午後 ・　中学校　令和２年４月７日（火）午前 ・　こども園　令和２年４月８日（水）午前 ２　卒業式、修了式 ・　小学校　令和３年３月２５日（木）午前 ・　中学校　令和３年３月１９日（金）午前 ・　こども園　令和３年３月１８日（木）午前
今後の方針	本日程について、定例校長会にて報告後に、区ホームページ上で公表する（１０月下旬予定）。

教　育　委　員　会　報　告

令和元年１０月１５日

件　　名	代替施設で行う自然教室の実施について
所管部課名	学校運営部学務課
内　　容	台風１５号の影響により、「鋸南自然の家」の使用が困難になったため、小学校５年生が行う鋸南自然教室を中止し、下記の代替施設で実施する。 1　宿泊施設 国立赤城青少年交流の家 群馬県前橋市富士見町赤城山２７ 2　主な見学・体験施設 ・　富岡製糸場 ・　群馬県立自然史博物館 ・　こんにゃくパーク（こんにゃく作り体験） 3　引率主任実地踏査 令和元年１０月２１日～２２日 4　実施校数 ３９校 5　実施スケジュール 別紙のとおり
今後の方針	

自 然 教 室 実 施 予 定 表 （ 赤 城 青 少 年 交 流 の 家 ）

	出発日			帰校日		小学校名
実踏	10/21	月	～	10/22	火	実地踏査
自然教室						
1	11/18	月	～	11/20	水	千寿本町小
2	11/20	水	～	11/22	金	興本小
3	11/25	月	～	11/27	水	青井小
4	11/27	水	～	11/29	金	宮城小
						東栗原小
5	12/4	水	～	12/6	金	梅島第二小
						東綾瀬小
						東加平小
6	12/9	月	～	12/11	水	千寿常東小
						皿沼小
						千寿小
7	12/11	水	～	12/13	金	花畑西小
						六木小
						西新井第一小
8	12/16	月	～	12/18	水	弥生小
9	12/18	水	～	12/20	金	千寿第八小
						梅島第一小
						西新井小
10	1/13	月	～	1/15	水	中島根小
						東渕江小
11	1/15	水	～	1/17	金	東伊興小
						西保木間小
						辰沼小
12	1/27	月	～	1/29	水	栗原北小
						鹿浜第一小
13	1/29	水	～	1/31	金	新田小
14	2/3	月	～	2/5	水	西新井第二小
15	2/5	水	～	2/7	金	古千谷小
						花畑第一小
16	2/10	月	～	2/12	水	渕江小
						西伊興小
17	2/12	水	～	2/14	金	平野小
						舎人第一小
18	2/17	月	～	2/19	水	中川東小
19	2/25	火	～	2/27	木	千寿双葉小
20	3/2	月	～	3/4	水	亀田小
21	3/4	水	～	3/6	金	桜花小
						中川小
						関原小

教　育　委　員　会　報　告

令和元年１０月１５日

件　　名	令和元年度の保育施設の整備について
所管部課名	待機児対策室　子ども施設整備課、待機児ゼロ対策担当課

内　　容

令和元年度の保育施設整備（令和２年４月開設）について、以下のとおり報告する。

１　私立認可保育所　（足立区待機児童解消アクション・プランブロック順による）

地域		保育施設名称(仮称)	所在地	定員
千住	1	アスク千住保育園	千住曙町 21 番地内	80
	2	帝京科学大学千住桜木保育園	千住桜木二丁目 3 番地内	132
江北・新田	3	江北すきっぷ保育園	江北四丁目 28 番地内	60
	4	大空と大地のなーさりぃ扇大橋園	江北一丁目 9 番地内（都有地）	80
	5	足立しらゆり保育園	小台二丁目 45 番 4 号（区施設）	80
興野・本木	6	キッズガーデン足立興野	興野二丁目 14 番地内	73
梅田	7	ちゃいれっく西新井駅前保育園	西新井栄町二丁目 3 番地内	60
	8	たんぽぽ保育所西新井園	関原三丁目 31 番地内	70
中央本町	9	キッズガーデン足立青井	青井二丁目 18 番地内	73
	10	足立さくらんぼ保育園	中央本町一丁目 12 番地内（区有地）	71
綾瀬	11	ソラストあだち東和保育園	東和四丁目 12 番地内	63
佐野	12	あい・あい保育園北綾瀬園	谷中四丁目 12 番地内	60
	13	チェリッシュやなか保育園	谷中四丁目 20 番地内	60
保塚・六町	14	明日葉保育園保塚園	保塚町 8 番地内	60
花畑・保木間	15	まなびの森保育園保木間	保木間四丁目 26 番地内	80
竹の塚	16	キッズガーデン足立島根	島根四丁目 3 番地内	60
伊興・西新井	17	栗原四丁目保育園	栗原四丁目 6 番地内（区有地）	102
鹿浜	18	SAKURA保育園谷在家	谷在家二丁目 14 番地内	100
舎人・東伊興	19	こころたけのつか保育園	東伊興三丁目 10 番地内	87
	20	アスクとねり駅まえ保育園	舎人一丁目 13 番地内	80
	合　　計			**1,531**

※令和元年６月に都有地活用（千住一丁目３番８号）によりステラ千住ふたば保育園（定員 90 人）を開設。

２　小規模保育

地域		保育施設名称(仮称)	所在地	定員
綾瀬	1	MIRATZ(みらっつ)東和保育園	東和二丁目 20 番地内	19
	合　　計			**19**

３　東京都認証保育所

地域		保育施設名称(仮称)	所在地	定員
千住	1	千住大橋駅クローバー保育園	千住橋戸町 8 番地内	40
舎人・東伊興	2	てのひらこども園	入谷一丁目 27 番地内	30
	合　　計			**70**

※令和元年８月に改定した待機児童解消アクション・プラン上の整備定員数は、認可保育所（２１所）が１，６２１人、小規模保育または認証保育所で１２０人。

※小規模保育と認証保育所を合わせて定員は８９人であり、１２０人に達していない。これは公募不調や応募事業者が選定の基準点を獲得できずに選定されなかったことなどによるもので、今後事業者を選定しても令和２年４月開設は時間的に困難であることから、追加公募は行わない。

今後の方針	令和２年４月の待機児童解消に向けて、認可保育所２０所、小規模保育１所及び認証保育所２所の事業者と連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、進行管理を徹底する。

教　育　委　員　会　報　告

令和元年１０月１５日

件　　名	足立区生涯学習関連施設の指定管理者業務評価結果について
所管部課名	地域のちから推進部　地域文化課、スポーツ振興課、中央図書館

内　　容

生涯学習関連施設指定管理者の平成３０年度業務について、足立区生涯学習関連施設指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、下記のとおり報告する。

記

1　主な業務内容

足立区生涯学習関連施設の管理、運営

2　指定管理者及び平成３０年度指定管理料

（1）生涯学習センター　　単位：円

	施設名	指定管理者	指定管理料
1	生涯学習センター	あだち学びときずな創造事業体	222,811,524

（2）地域学習センター　　単位：円

	施設名	指定管理者	指定管理料
1	伊興地域学習センター	(株)グランディオサービス	73,663,416
2	梅田地域学習センター	ヤオキン商事(株)	152,092,560
3	興本地域学習センター	(株)TMエンタープライズ	71,883,050
4	江北地域学習センター	(株)TMエンタープライズ	101,245,748
5	佐野地域学習センター	(株)グランディオサービス	77,785,680
6	鹿浜地域学習センター	ヤオキン商事(株)	72,669,120
7	新田地域学習センター	(株)グランディオサービス	60,521,329
8	竹の塚地域学習センター	ヤオキン商事(株)	116,769,270
9	中央本町地域学習センター	ヤオキン商事(株)	97,484,180
10	東和地域学習センター	ヤオキン･ASCC共同事業体	98,772,116
11	舎人地域学習センター	ヤオキン商事(株)	75,219,580
12	花畑地域学習センター	TM・アズビル共同事業体	112,924,620
13	保塚地域学習センター	(株)グランディオサービス	60,677,696

（３）スポーツ施設　　単位：円

	施設名	指定管理者	指定管理料
1	総合スポーツセンター	ミズノ・日立ﾋﾞﾙｼｽﾃﾑ・ｳｪﾙﾈｽ ｻﾌﾟﾗｲｸﾞﾙｰﾌﾟ	226,618,664
2	竹の塚温水プール・体育館 （ｽｲﾑｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ）	TM・アズビル共同事業体	147,185,420
3	東綾瀬公園温水プール	野村不動産ライフ＆スポーツ・パートナーズ共同事業体	74,638,340
4	千寿本町小学校温水プール	ﾌｸｼ・高橋工業ﾌﾟｰﾙ管理共同体	69,914,380
5	平野運動場	ヤオキン商事(株)	21,741,220

（４）文化施設　　単位：円

	施設名	指定管理者	指定管理料
1	足立区文化芸術劇場 （ｼｱﾀｰ1010）	共立・ｷｮｰﾄﾞｰ東京・大星ﾋﾞﾙ管理共同事業体	258,040,000 （※光熱水費含）

３　評価対象期間

平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで

４　評価委員会開催日

令和元年８月２７日（火）、３０日（金）

５　評価委員会委員構成（計５名）

種　別	氏　名	役職等
学識経験者（有識者含む）	岩永　雅也 【委員長】	放送大学　副学長
	髙井　正	立教大学 学校・社会教育講座 特任准教授
	酒井　雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士
区民	早坂　津夜子	
区職員	下河邊　純子	青少年課長

６　評価方法

（１）指定管理者による自己評価（セルフチェック）

（２）区職員による実態調査（モニタリング）

（３）利用者アンケートの集計・分析結果

	（４）評価委員会に諮問し、総合評価について答申を得る。 評価委員会では事務局が作成した資料の確認及び施設統括責任者とのヒアリングにより、区の評価及び指定管理者評価を第三者の視点で審査する。 ※５か年計画が導入された施設についてはプレゼンテーションを行い、評価委員による審査を行う。 （５）標準点３点に満たない改善が必要な評価項目については、継続審査扱いとなり、翌年度の評価委員会において、再度、改善の可否を審査する。 ＜評価委員会提出資料＞ 1 業務評価シート 2 評価チェックシート 3 利用者アンケート集計結果 ７　評価結果 別添「平成３０年度 足立区生涯学習関連施設指定管理者業務評価資料」参照 すべての施設がＢ評価（標準点）以上である。 ８　委員会での主な意見と対応等 （１）５か年計画のプレゼンテーションによる評価について 意　見：①　長期的な目で見る、意欲を見る等の評価が必要 ②　チェックシートによる数値的な評価は毎年実施し、プレゼンテーションによる定性的な評価を隔年等に実施してはどうか。 対応策：来年度以降の５か年計画のプレゼンテーション評価については、評価後の指定管理者の改善という観点から、１年目、３年目等にプレゼンテーション評価を検討。 （２）生涯学習センターや文化芸術劇場について 意　見：地域学習センターと性質が異なるので、評価委員会での審議時間を多く取るべきではないか。 対応策：審議時間の拡充について検討していく。文化芸術劇場は、別途評価委員会を設置する予定である。 ９　評価結果の公表 区ホームページに令和元年１１月下旬頃掲載予定
今後の方針	１　評価により明らかになった課題について、各指定管理者に通知し、改善を促していく。 ２　評価指標の見直しを継続的に行う。

教　育　委　員　会　報　告

令和元年１０月１５日

件　　名	ギャラクシティ（足立区こども未来創造館・足立区西新井文化ホール）指定管理者業務評価結果について
所管部課名	地域のちから推進部地域文化課
内　　容	ギャラクシティ指定管理者の平成３０年度業務について、足立区ギャラクシティ運営評価委員会（以下「評価委員会」という。）による評価を行ったので、下記のとおり報告する。 記 １　主な業務内容 足立区こども未来創造館及び足立区西新井文化ホールの管理、運営 ２　指定管理者 みらい創造堂（代表団体　ヤオキン商事株式会社） ３　指定管理料 平成３０年度　464,840,210 円（税込） ４　評価対象期間 平成３０年４月１日から平成３１年３月３１日まで ５　評価委員会開催日 令和元年７月３１日（水）、８月１日（木） ６　評価委員会委員構成（計６名）

種　別	氏　名	役職等
学識経験者（有識者含む）	宮田　隆志 【委員長】	東京大学大学院理学系研究科 教授
	渡辺　千歳 【副委員長】	東京未来大学こども心理学部 教授
	伊志嶺　絵里子	東京藝術大学音楽学部 非常勤講師
	酒井　雅男	銀座ヒラソル法律事務所 弁護士
区民	北村　雅文	足立区立小学校PTA連合会 副会長
	四宮　淳司	足立区少年団体連合協議会 副会長

	7　評価方法 （1）指定管理者による自己評価（セルフチェック） （2）区職員による実態調査、利用者アンケートの集計・分析 （3）評価委員会に諮問し、総合評価の答申を得る。 　評価委員会では事務局が作成した資料の確認、各評価項目について指定管理者のプレゼンテーション及びヒアリングを行い、区の評価及び指定管理者の評価について第三者の視点で審査を行う。 （4）標準点３点に満たない改善が必要な評価項目については、継続審査扱いとなり、翌年度の評価委員会において、再度、改善の可否を審査する。 ＜評価委員会提出資料＞ 1　業務評価シート 2　評価チェックシート 3　利用者アンケート集計結果 8　評価結果 評価は７段階の評価で５番目である「Ｂ」（標準点）であった。 ※昨年度は「Ａ＋」であるが、平成３０年度評価より区評価基準に統一したため、評価結果に差が生じている。（評価項目及び評価基準は、別紙「こども未来創造館・西新井文化ホール 業務評価シート」参照）。 9　委員会での主な意見と対応等 （1）指定管理者のヒアリングについて、項目すべての説明がほしい。 （2）評価の方法について、数値的な結果だけでなく、指定管理者の取り組み状況や利用者側の意見などデータで見えない部分について評価する裁量があるほうが良い。 対応策：指定管理者のヒアリング時間を延長するとともに、評価委員会への提出資料について、根拠資料や指定管理者実施のアンケート結果、事業報告書等の追加を検討する。 10　評価結果の公表 区ホームページに令和元年１１月下旬頃掲載予定
今後の方針	1　評価により明らかになった課題について、各指定管理者に通知し、改善を促していく。 2　評価指標の見直しを継続的に行う。

こども未来創造館・西新井文化ホール 業務評価シート

こども未来創造館・西新井文化ホール（ギャラクシティ）　　施設名/ ギャラクシティ

【評価対象年度】平成30年度　【自己評価】平成31年4月30日　【評価委員会】令和元年8月1日
【評価点】水準を大きく上回る：5点　水準を上回る：4点　水準どおり(水準クリア)：3点
水準を下回る：2点　水準を大きく下回る：1点

大項目	中項目	確認項目		評価点×２ 指定管理者	担当課	評価委員会
1 管理状況	A 適切な管理の履行	**協定(評価点×2)や事業計画に沿って適切に管理が行われているか**				
		1	施設運営業務等が適正に実施されている ◆計画どおりの開館、利用者対応、図書受渡、予約受付　など	6.0	2.0	12.0 （満点=30点）
		2	職員の勤務状況・体制が適切である ◆適正なスキルと経験を有した人員配置　など	6.0	2.0	
		3	人材育成の取り組み（意識、接客の向上） ◆定期的な業務実施手順見直し、ボランティア育成、研修の実施　など	6.0	6.0	
		指定管理者記入欄	【アピールポイント】4月から運営開始したが、遊具施設には運用経験者を配置し、足立区予約システムに熟知している人材を投入したので、軌道に乗るまで時間を要しなかった。大きな混乱なく運営管理できた。			
			【改善すべき点･課題等】			
		区記入欄	【特記事項】接遇に関する区民の声が多いなど、研修等の実施や改善に向けた仕組み作りに努められたい。来館者目線での施設運営と人材育成方針を旨に次年度は運営されることを期待する。			
		評価委員記入欄	【評価すべき点】 【改善すべき点】全体的にマンパワーをはじめとしたリソースが不足している印象。人材の融通等、臨機応変に対応できる人材を育成してほしい。また、ボランティアの活動人数が減少しているとのことなので、よりボランティアのモチベーションアップに取り組んで欲しい。 【その他注意点】			
	B 安全性の確保	**施設の安全性は確保されているか**		評価点 指定管理者	担当課	評価委員会
		1	施設・設備の点検が計画通り行われ、不具合等に適切に対応している ◆日常点検、定期点検の実施、不具合発生時の対応　など	3.0	3.0	13.0 （満点=20点）
		2	施設・設備の経年劣化に対応している ◆設備状況の把握、改修・修繕提案　など	5.0	5.0	
		3	利用者が快適に利用できるよう、施設の管理が適切に行われている ◆日常清掃、定期清掃の実施、外溝・駐車場の管理　など	3.0	3.0	
		4	危機管理（防災・防犯・事故対応）が適切に行われている ◆防火管理者、防火管理計画、防災訓練の実施、鍵の適正管理 マニュアルの策定と周知　など	3.0	2.0	
		指定管理者記入欄	【アピールポイント】体験型防災アトラクション、防災ウォーキング、警察に協力していただいての防災啓発イベントを実施。24時間体制の中央監視員や男性職員の定時巡回で安全を強化。土日や繁忙期に、フロアスタッフを配置して、安全・混雑対策に努めた。			
			【改善すべき点・課題等】			
		区記入欄	【特記事項】概ね適切に管理されているが、前指定管理者からの継続雇用者が多いためか改めて緊急時の対応について確認をしているように見受けられなかった。マニュアルや連絡体制など再確認されたい。			
		評価委員記入欄	【評価すべき点】 【改善すべき点】事故に対する認識を積極的に持ってほしい。ヒヤリハットを含めた事案整理、マニュアル化及び積極的な研修が望まれる。 【その他注意点】			

				評価点		
C 法令等の遵守（※倫理性も含む）	**個人情報保護、各種法令等は遵守されているか**			指定管理者	担当課	評価委員
		1	個人情報保護の取り組み ◆内部規定の策定、研修の実施　など	3.0	3.0	9.0 （満点=15点）
		2	個人情報事故への対応 ◆個人情報に関する事故が発生しなかったか	3.0	3.0	
		3	各種法令等の遵守 ◆労働基準法、公契約条例等の関係法令は遵守されているか	3.0	3.0	
	指定管理者記入欄		【アピールポイント】相当の事業数、子ども中心の施設がら、個人情報保護に一層注力した。講座受付時、カナ名と電話番号の最低限の情報収集にとどめ、終了後速やかに破棄。SNS等広域の広報ツールを使用するため、写真撮影や掲載の許諾は毎回行う。			
			【改善すべき点･課題等】			
	区記入欄		【特記事項】問題なく取り組めている。			
	評価委員記入欄		【評価すべき点】特に問題なく対応できている。 【改善すべき点】 【その他注意点】			
D 適切な財務・財産管理	**適切な財務運営・財産管理が行われているか**			指定管理者	担当課	評価委員
		1	適正な財政状況及び経理処理を行っている ◆30年度収支　（▲81,768千円） ◆経理の明確な区分、経理担当者の配置、帳簿、関係書類の整備　など	2.0	2.0	2.0 （満点=5点）
	指定管理者記入欄		【アピールポイント】			
			【改善すべき点･課題等】OA機器、消耗品、制服代などの初期費用の他、大型イベント、夏休みイベント、文化ホール興行などの事業費やそれに係る人件費などがかさんだ。コスト削減や事業費の見直しで、収支バランスを整えていく。			
	区記入欄		【特記事項】収支がマイナスであったため減点とした。指定管理初年度ということもあり、計画が立てづらい面もあったと思うが、次年度以降は適切な財務運営を期待する。			
	評価委員記入欄		【評価すべき点】 【改善すべき点】健全な財務運営に向けて、早急な対応が望まれる。 【その他注意点】			

大項目	中項目	確認項目		評価点		
2 事業効果	A こども未来創造館事業の取り組み	**こども未来創造館 仕様書や事業計画、５カ年計画に沿った事業が提供されているか**		指定管理者	担当課	評価委員
		1	利用促進に向けた取り組み（広報・PR等） ◆ホームページ、区広報誌、外部媒体の活用 など	5.0	4.0	27.0 （満点=45点）
		2	遊び・創作・科学体験事業 ◆フリースペース事業、必須事業、提案型必須事業　など	3.0	3.0	
		3	運動系体験事業 ◆フリースペース事業、スペースあすれちっく、がんばるウォール、クライミングぱーく、クライミングレベルアップ事業　など	2.0	2.0	
		4	幼児・親子向け事業、子育てサロン事業及び一時預かり事業 ◆親子フリースペース、親子ふれあい、子育て講座・交流事業　など	2.0	2.0	
		5	まるちたいけんドーム活用事業 ◆プラネや多彩な映像投影・番組制作、天体観測会、天体関連講演会　など	3.0	3.0	
		6	アウトリーチプログラム事業 ◆移動天体プログラム、ワークショップキャラバン、体験キット貸出　など	4.0	4.0	
		7	開発事業 ◆遊び体験プログラム開発、デジタルコンテンツ開発、体験キット開発、ボランティア団体育成、コラボらぼの整備　など	2.0	2.0	
		8	ふれあい交流事業 ◆販売協力団体の開発、憩い、交流の場の開発、中高生の居場所事業　など	4.0	4.0	
		9	大人体験事業 ◆平日クライミングウォール、プラネ規定曜日投影　など	4.0	4.0	
		指定管理者記入欄	【アピールポイント】社会体験事業「こどもおしごとらんど」では、20種の業種を紹介し、お金に関する教育や仕事の心構えなどを楽しく学べるイベントとして実施。対価として仮想通貨を渡し、館内で使用したり、預けられる「ギャラク銀行」を設置。将来の社会人としての基盤作り。			
			【改善すべき点･課題等】平日クライミングウォールが立ち遅れた。11月21日からインストラクター付きのクライミング講座を子ども・大人向けに実施。来期は平日クライミングウォールを実施し、目玉事業としていく。			
		区記入欄	【特記事項】			
		評価委員記入欄	【評価すべき点】「こどもおしごとらんど」は、子どもが仕事やお金の役割を学ぶ機会の創出だけでなく、地域への愛着の醸成や提供する側へのメリットもあり、今後継続する中で地域内における良い循環が生まれることを期待する。 【改善すべき点】子育てサロンの満足度が比較的低いところが気になる。大人体験事業について拡充するなど、平日利用者を増やす取り組みにも注力して欲しい。また、新しいデジタルコンテンツや体験キットの開発に力を注ぐなど、５カ年計画通り進められるよう拡充が望まれる。 【その他注意点】前事業者からの引き継ぎにあたり、HPの更新が大幅に遅れたことは残念である。			
	B 西新井文化ホール事業及び利用者支援の取り組み	**西新井文化ホール 仕様書や事業計画、５カ年計画に沿った事業が提供されているか**		指定管理者	担当課	評価委員
		1	文化交流の場となる環境づくり ◆文化団体と連携した協創事業の実施、文化芸術に関する情報収集等、文化交流の場となる環境づくり　など	4.0	4.0	13.0 （満点=20点）
		2	区民応援型事業の実現 ◆音楽四団体の支援、「歓喜の演」及び「ブリランテ」、「足立区音楽祭」の支援	1.0	1.0	
		3	エンターテイメント型ホールとして興行事業の実施 ◆文化・芸術・エンターテイメント鑑賞事業年間21本以上　など	5.0	5.0	
		4	エンターテイメント型ホールとして興行事業の成果 ◆動員率75%以上、顧客満足率85%以上、リピート希望率85%以上　など	3.0	3.0	
		指定管理者記入欄	【アピールポイント】オリパラ気運を高める提案事業として、日本の伝統文化の魅力を体験できるイベント「ジャパンフェスタインアダチ」を開催。40種の体験プログラムと9つのホールイベントで全館一体となり、延べ人数10,213名を記録。足立区の恒例行事として定着を目指す。			
			【改善すべき点･課題等】			
		区記入欄	【特記事項】区民応援型事業について計画通りに実施できなかった事業が複数見受けられたため、減点とした。			
		評価委員記入欄	【評価すべき点】「大ひょうげん」はコンテンツの見せ方がわかりやすい。 【改善すべき点】文化ホールのミッション及びビジョンを明確にするべき。また、広報期間を含め、広報戦略の更なる工夫が望まれる。クラシックの入門事業など、前指定管理者から引き続き集客に苦戦しているものについては、継続の是非や、継続するのであれば戦略立案が必要である。 【その他注意点】すべての事業で目標集客数880名を目指すのではなく、事業別にそれまでの実績等を分析した上で、目標集客数を定め、それに向けた広報戦略を考える方が現実的なのではないか。「大ひょうげん」を観覧した子供たちが次は発表者になりたいと思うような効果的なサイクルを工夫してほしい。			

			評価点		
C 利用の状況	適切な利用状況となっているか（環境の変化など外部要因を考慮）		指定管理者	担当課	評価委員
	1	利用状況が基準を達成している ◆利用率の基準値超又は利用者数の過去3年平均比増 利用率基準値/ホール65% 利用者数（1,518,626人）	3.0	3.0	3.0 （満点=5点）
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】ジャパンフェスタインアダチをはじめ、イリュージョンマジックショーのプロモーションイベント、防災イベントや四季折々のイベントなど大中規模の交流事業の実施によって、151万人を達成できた。			
		【改善すべき点･課題等】			
	区記入欄	【特記事項】			
	評価委員記入欄	【評価すべき点】 【改善すべき点】有料のホール公演の集客率を上げるための努力も引き続き行ってほしい。 【その他注意点】年間総体験者数の算出方法を、いま一度検討した方が良いのではないか。また足立区在住の子どもたちの利用率を高める工夫を示してほしい。			

			評価点×２		
D 利用者の満足度（アンケート調査等による）	利用者の満足を得られているか(評価点×２)		指定管理者	担当課	評価委員
	1	運営満足度 ◆職員の接客態度、説明や事務処理の的確さ		10.0	32.0 （満点=40点）
	2	施設・設備満足度 ◆施設の清潔さ、使いやすさ、館内表示　など		8.0	
	3	事業満足度 ◆事業内容の充実　など		6.0	
	4	利用効果 ◆利用効果、意欲の向上　など		8.0	
	指定管理者記入欄	【アピールポイント】			
		【改善すべき点･課題等】			
	区記入欄	【特記事項】			
	評価委員記入欄	【評価すべき点】利用者アンケートでは、概ね高評価を得ている。 【改善すべき点】事業内容の充実に関して、より高評価が得られるよう、利用者の声なき声にも耳を傾ける努力をしていただきたい。 【その他注意点】満足度などを問うアンケートの項目について、今一度検討した方が良いのではないか。また、アンケート結果だけを目安にするのではなく、日ごろから利用者の生の声に耳を傾ける努力も必要と考える。足立区のギャラクシティとして区民が親しみ誇れる施設にしてほしい。			

	指定管理者	担当課	評価委員
合計点	88.0 （満点=150点）	110.0 （満点=180点）	111.0 （満点=180点）

特記事項（評価委員会による総合評価を記入）	・当館の広範かつ膨大な事業を引き継くだけで手一杯であったことは推察できるが、指定管理者の交代時期であったことを差し引いても、運営全体に余裕がなく、未達成の部分、手が付けられない面等も目立つ内容になってしまった。全体として、質・量ともに改善すべき点があった。次年度は健全な財務立て直しを図ることが最優先事項になる。利用者数・利用率と、管理状況の収益事業の対策は関連しており、個別の事業・企画ごとに両面からの検討をされたい。 ・安全関係について、次年度以降は１年目の経験を踏まえた改善や対策がなされるものと期待する。ヒヤリハットや事故の発生は、それ自体は必ずしも運営上の問題に起因するものではないから、発生した事象に積極的に対応して区と情報共有をしていただきたい。 ・新たなコンテンツの導入について、高評価を得ている部分はあるものの、既存のコンテンツを充実及び発展させることにも注力して頂きたい。子ども未来創造館は幼児連れの家族ばかりでなく、小中学生にとって魅力的な場所であるべきで、そのためにも新しいコンテンツ開発が不可欠である。 ・西新井文化ホールについて、ミッションとビジョンを明確にした上で、区民の顕在的・潜在的なニーズを組み取り、独自性や発展性のあるプログラミングとそれに伴う広報戦略も再度見直して欲しい。特に、西新井文化ホールの知名度をもう少し上げるためにも、既存のホール事業の固定概念を覆すような（区外からも先進事例として注目されるような）斬新な事業を一つ持っておけると良いのではないか。

【評価委員会評価結果】

評価委員会評価結果	得点	評価
	111	B

⇒

ﾗﾝｸﾀﾞｳﾝ
有 ・ 無

⇒

総合評価
B

※評価結果は評価委員会が行う。
※小数点以下は切り捨て、整数とする。

<評価委員会評価基準>

評点		評価基準						
満点	標準点	75%以上			74%～55%			54%以下
		A＋	A	A－	B＋	B	B－	C
180点	108点	162点以上	150点以上 161点以下	135点以上 149点以下	121点以上 134点以下	107点以上 120点以下	98点以上 106点以下	97点以下
得点率		90%以上	89%～84%	83%以下	67%以上	66%～60%	59%以下	54%以下

※「標準点」･･･評価項目が全て「３」（水準クリア）の評価を受けた場合の得点。
※「A」は満点の0.75倍以上（小数点以下切上）、「C」は満点の0.54倍以下（小数点以下切捨）とする。

教育委員会情報連絡　事業実施報告（９月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加人数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9 回）	新田地域学習センター他	延べ 20 人
	毎週水・金曜日（8 回）	まちづくり工房館	0 人
	第 2・4 土曜日（2 回）	神明住区センター	0 人
	第 1 土曜日（1 回）	佐野住区センター	0 人
あだち日曜教室	8 日（日）	ギャラクシティ	41 人
成人の日の集い 実行委員会（第 8・9 回）	12 日（木） 26 日（木）	区役所	各 15 人
帝京科学大学連携事業 大学遠足	17 日（火） 19 日（木）	上の原地区周辺	89 人 98 人
親子体験キャンプ	23 日（月）	舎人公園キャンプ場	0 人
子どもも大人もドラムをたたいて楽しもう	28 日（土）	ギャラクシティ	10 人
ジュニアリーダースーパー研修会（後期）	29 日（日）	梅田地域学習センター	41 人
帝京科学大学連携事業 校庭自然体験	30 日（月）	加平小学校校庭	98 人

教育委員会情報連絡　事業実施・予定（１０月）

青少年課

行事名	実施日	会場	参加予定数
中高生の居場所づくり	毎週水・日曜日（9 回）	新田地域学習センター他	延べ 20 人
	毎週水・金曜日（9 回）	まちづくり工房館	10 人
	第 2・4 土曜日（2 回）	神明住区センター	5 人
	第 1 土曜日（1 回）	佐野住区センター	3 人
ふれあい動物教室	5 日（土） 30 日（水）	関原小学校体育館 足立小学校体育館	137 人 100 人
スポーツ科学体験	6 日（日）	順天堂大学さくらキャンパス	21 人
ロボット講座	6 日（日）	ギャラクシティ	10 人
成人の日の集い 実行委員会（第 10・11 回）	10 日（木） 24 日（木）	区役所	10 人 10 人
校庭自然体験	11 日（金）	鹿浜五色桜小学校	66 人
科学工作講座	13 日（日）	ギャラクシティ	10 人
あだち日曜教室	13 日（日）	子ども家庭支援センターげんき	50 人
キャンプの達人になろう講座	14 日（月）	宮城ゆうゆう公園	20 人
星空観察講座	19 日（土）	ギャラクシティ	30 人
馬体験デイキャンプ	19 日（土）	帝京科学大学東京西キャンパス馬介在活動センター	10 人
ジュニアリーダースーパー研修会（後期）	20 日（日）	ギャラクシティ	47 人
子どもも大人もドラムをたたいて楽しもう	26 日（土）	ギャラクシティ	30 人
科学ブロック講座	27 日（日）	ギャラクシティ	各 10 人

教 育 委 員 会 情 報 連 絡

令和元年１０月１５日

<table>
<tr><td>件　　名</td><td>不登校の子をもつ保護者のための交流会の実施結果について</td></tr>
<tr><td>所管部課名</td><td>こども支援センターげんき教育相談課</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td>
１　日時・会場
令和元年９月２０日（金）１０時００分～１２時００分
こども支援センターげんき　研修室３

２　参加人数（子どもの学校種類別）
<table>
<tr><td>小学校</td><td>中学校</td><td>高校</td><td>計</td></tr>
<tr><td>８名</td><td>９名</td><td>１名</td><td>１８名</td></tr>
</table>
３　内容等
（１）西新井こころのクリニック・橋本 弘美 先生による講演
ア　子どもは日々成長しており、発達段階で働きかけが異なる。特に、小さい子どもは言葉にできないので、それを踏まえた対応が必要。
イ　登校できないときは、頭ではわかっているが体が動けない状態であり、必要な時間として受け止めてほしい。
ウ　子どもの判断を尊重すべきで、発するサインそのものを認め、それを信じ、向き合うことから始めることが大切。
エ　保護者の言葉と行動の不一致が、子どもを不安にさせる。
（２）グループ別に意見交換

４　アンケートの主な結果
・　講演を聴いて、子どもの気持ちの理解が進んだ。
・　交流会で同じ悩みを抱える人と話ができてよかった。
・　今後も同様の機会があればぜひ参加したい。
・　子どもが自ら変わっていくという言葉に希望をもつことができた。
・　お話を聞いて改めて考え直したり、心が落ち着いた。
</td></tr>
<tr><td>今後の方針</td><td>アンケート結果を踏まえ、次回以降の開催内容を検討する。</td></tr>
</table>

行事実施結果（９月１日～９月３０日）

事業名	日時	会場	参加人数
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「スポーツスタッキング」	9/10（火）	梅島小学校	30 人
	9/13（金）	鹿浜第一小学校	20 人
	9/30（月）	関原小学校	20 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「ビブリオバトルを楽しもう」	9/17、24（火）	中川北小学校	24 人
「子ども学講座（子どものことを考える大人の勉強会）」【２日制】～勉強しなさい!は逆効果?子どもに響く言葉がけ～ 藤後悦子　氏	9/17（火） 9/20（金） 10:00～12:00	生涯学習センター 研修室１	42 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「ミニコンサート＆楽器体験」	9/18（水）	渕江第一小学校	26 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「フラッグ鬼ごっこ」	9/27（金）	千寿双葉小学校	50 人
	9/30（月）	東栗原小学校	32 人
第 76 回あだちアートリンクカフェ 八木倫明　氏（ケーナ奏者、作詞家）	9/27（金） 18:30～20:00	東京芸術センター 会議室	12 人
「読み語りのためのボイストレーニング体験講座」 ～明るく元気な声のつくりかた～ 山下芳子　氏ほか	9/28（土） 10:00～12:00	生涯学習センター 講堂	37 人

行事実施予定（１０月１日～１０月31日）

事業名	日時	会場	予定人数
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「ロボットプログラミング体験教室」	10/3（木）	弘道小学校	30 人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「VR 空間で異文化体験」	10/9（水）	保木間小学校	40 人
あだち放課後子ども教室　サポーターフォロー講座 コースⅠ「楽しい子どもとの接し方」藤後悦子　氏 コースⅡ「グループトークしよう!」～ボランティアの魅力、再発見～　髙井正　氏	コースⅠ 10/8（火） 10:00～12:00 コースⅡ 10/17（木） 10:00～12:00	生涯学習センター	各 30 人

事業名	日時	会場	予定人数
「子どもと遊ぶおりがみ教室　第12期」【5日制】 西川光惠　氏	10/9～11/6 毎（水） 10:00～11:45 ※10/30実習 14:00～16:00	生涯学習センター 研修室1 ※実習校 西新井第二小学校 東綾瀬小学校	24人
あだちアートリンクカフェ公開講座 ～ドラムサークル in A-Ｆｅｓｔａ2019～ 出演：橋田“ペッカー”正人氏、石川武　氏、 野田憲一　氏、若林竜丞　氏 他	10/12（土） ①　11:00～ ②　12:30～ ③　14:00～ 各回40分	荒川河川敷 虹の広場 エキサイティングゾーン	300人 （各回 100人）
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 社会福祉法人敬仁会ル・ソラリオン西新井 「はあとまつり」	10/12(土) 10:00～10：30	ル・ソラリオン 西新井	300人
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 第72回あだち区民体育大会総合開会式	10/14（月・祝） 9：00～10：00	総合スポーツセンター	500人
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 スポーツカーニバル	10/14（月・祝） 11：15～11：45	総合スポーツセンター	3,800人
あだち放課後子ども教室 「新任スタッフ向け 安全管理講習会」	10/18(金) 10：00～11：30	生涯学習センター	30人
あだち放課後子ども教室体験プログラム 「将棋教室」第1回（全8回）	10/23（水）	東栗原小学校	30人
歓喜の演Ｖｏｌ.18　合唱 第一部：Ｊ.バッハ/カンタータ第147番 第二部：Ｊ.ラター/マニフィカート	10/26(土) 15:00～17:00	西新井文化ホール	900人
足立ジュニア吹奏楽団派遣演奏 東京ドームシティ・ハロウィンキッズパレード2019	10/27（日） ①　11：00～12：00 ②　14：00～15：00	東京ドームシティ アトラクション内	約2,000人
コンサート in ミュージアム　石洞美術館 出演：やぎりんカルテート・リベルタ	10/28（月） 14：00～15：30	石洞美術館	70人
あだち放課後子ども教室 「見守りスタッフ」活動説明会	10/31（木） 15：00～16：00	勤労福祉会館	10人